

# 第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 11 日

平成27年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 7 年 3 月 1 1 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成27年3月11日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成27年3月11日 午後2時47分 議長宣言		
出 席 議 員  ( 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員  ( 不 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	中 村 秀 克	7 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	中 村 光 男	教 育 課 長	宮 平 正 則
	総務・福祉課長	宮 平 真由美		
	総務・福祉班参事	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長	垣 花 健		
	観光船舶班参事	大 城 忍		

平成27年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成27年3月11日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明（議案第3号～議案第34号まで）
8	議案第3号	座間味村例規集の整備について
9	議案第4号	座間味村表彰条例の一部を改正する条例について
10	議案第5号	座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例について
11	議案第6号	座間味村課設置条例の一部を改正する条例について
12	議案第7号	座間味村自動車放置防止条例を廃止する条例について
13	議案第8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
14	議案第9号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
15	議案第10号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を廃止する条例について
16	議案第11号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
17	議案第12号	座間味村退職給与積立金蓄積条例を廃止する条例について
18	議案第13号	座間味村墓地の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
19	議案第14号	座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について
20	議案第15号	座間味村消防本部及び消防署の設置等に関する条例を廃止する条例について
21	議案第16号	座間味村行政手続条例の一部を改正する条例について
22	議案第17号	座間味村長期継続契約を締結することのできる条例の制定について
23	議案第18号	座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成27年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 中村秀克議員及び7番 中村勇議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの3日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月13日までの3日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成26年12月19日～平成27年3月13日まで

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 12月19日 | 座間味村ホエールウォッチングフェスタ2015オープニングセレモニー |
| 1月 8日  | 南部地区市町村議長会定期総会（パンフィックホテル）         |
| 1月10日  | 阿嘉大橋トリムマラソン                       |
| 1月11日  | 座間味村成人式                           |
| 1月26日  | 例月出納検査結果報告書（村長、議長に提出）             |
| 1月27日  | 例月出納検査結果報告書（村長、議長に提出）             |
| 1月28日  | 沖縄県町村議長会副議長研修会（自治会館）              |
| 1月29日  | 沖縄県町村議長会新人議員研修会（自治会館）             |
| 1月30日  | 南部地区市町村議会事務局職員研修会（与那原町社会福祉センター）   |
| 2月 9日  | 平成27年第1回座間味村議会臨時会                 |
| 2月12日  | 沖縄県町村議会議長会定期総会（自治会館）              |
| 2月13日  | 新庁舎地鎮祭                            |
| 2月14日  | 座間味村産業まつり                         |
| 2月16日  | 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会（読谷村文化センター）     |
| 2月17日  | 沖縄県離島振興市町村議会議長会定期総会・研修会（自治会館）     |
| 3月 5日  | 全員協議会                             |
| 3月11日  | 平成27年第1回座間味村議会定例会                 |

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうから3日間、3月定例議会よろしくお願ひしたいと思います。

平成27年第1回座間味村議会3月定例会行政報告、お手元にお配りしているとおりでございますので、朗読は省略させていただきたいと思ひます。

## 行政報告

平成27年3月11日

平成26年第4回座間味村議会定例会（平成26年12月18日）以降の主な事項について、行政報告をいたします。

平成26年12月19日	“ざまさぼ”記者会見 ホエールウォッチングフェスタ2015 オープニングセレモニー
12月22日	稲崎展望台お披露目会
12月24日	慶留間島留学制度 朝倉氏面談 県総合情報政策課・NTT来訪（ファイバー敷設）
12月25日	県漁港漁場課長面談（県庁） 那覇港管理組合訪問
12月26日	仕事納め（年末村長訓示式）
平成27年 1月 1日	村民向け村長年始挨拶（村内放送）
1月 2日	船舶初興し
1月 3日	生年合向祝い
1月 5日	仕事始め（年始村長訓示式）
1月 8日	消防団出初式 南部地区関係団体合同新年懇親会
1月 9日	沖縄県市町村長研修会
1月10日	新春阿嘉大橋トリム大会
1月11日	座間味村の成人式
1月13日	ホエールウォッチング安全祈願
1月17日	村体協バスケットボール大会
1月19日	戸籍指導監査 村長表敬 P o k k e 1 0 4 池城由紀乃さん表敬
1月22日	北那覇税務署長来訪 欧州8カ国 意見交換会（JTB関係）
1月23日	日本郵便沖縄支社長来訪 21ざまみ臨時株主総会
1月24日	杜の賑わい（JTBイベント）参加
1月26日	船舶建造計画等検討委員会
1月27日	修学旅行（横浜市立南高等学校） 入村式
1月28日	町村長視察研修（広島）へ ～30日
1月31日	神戸市立須磨海浜水族園表敬
2月 1日	しながわ水族館表敬

平成27年	2月	2日	孺恋村役場表敬
	2月	3日	中央官庁あいさつ回り 地方創生勉強会（内閣府にて）
	2月	4日	沖縄振興会議 沖縄振興市町村協議会
	2月	5日	沖縄県介護広域連合議会
	2月	6日	沖縄県ICTシンポジウム パネラー
	2月	9日	臨時議会 内閣府岡本参事官懇談会
	2月	10日	天方弁護士面談 内閣府岡本参事官面談 南部広域行政組合理事会
	2月	12日	南部広域市町村圏事務組合理事会 トヨタ澤田氏 面談 沖縄県地域振興対策協議会理事会
	2月	13日	新庁舎安全祈願祭
	2月	14日	産業まつり・健康福祉まつり
	2月	17日	水道広域化推進に関する説明会
	2月	18日	芝岩エンジニアリング社来訪
	2月	19日	水産土木建設技術センター理事長来訪 日本経済新聞社取材
	2月	20日	みなと総研 取材 須磨海浜水族園ペアチケット当選者来村
	2月	23日	島尻体育協会第2回評議員会 沖縄県町村会定期総会 沖縄県町村土地開発公社理事会 沖縄県地域振興対策協議会総会 沖縄県国保連合会通常総会
	2月	24日	沖縄県市町村職員互助会定時総会 沖縄県離島振興協議会定期総会 沖縄県過疎地域振興協議会
	2月	25日	キリンビール社へ表敬 沖縄県対米請求権協会理事会 南部離島町村長議長連絡協議会定例会 南部離島町村長議長連絡協議会研修会
	2月	26日	村観光協会 理事会
	2月	27日	沖縄離島ICT利活用促進検討委員会
	2月	28日	座間味郷友会新春の集い
	3月	2日	国立公園1周年記念イベント（座間味島）
	3月	3日	離海振取締役会

平成27年 3月 4日 NTT西日本 上野室長来訪  
3月 5日 FM沖縄 ラジオ出演  
慶良間諸島国立公園たんかーゆーえー (阿嘉島)  
3月 6日 拓南製鉄社来訪  
3月 8日 沖縄コーポレートゲームズ2015表彰式参加

○ 議長 (宮里祐司)

これで行政報告を終わりました。

日程第5. 施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

それでは施政方針を読み上げさせていただきますが、お手元に施政方針、ペーパーでお配りをさせていただいております。これを読ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 平成27年度施政方針

### 1 はじめに

本日平成27年度予算案を始めとする諸議案の提出にあたり村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

慶良間諸島国立公園の指定から一年、一括交付金を活用した各種観光施策やマスメディアによる露出効果等で本村の主要産業である観光産業においては多くの観光客が訪れるようになりました。

観光産業以外にも、村道改良事業や校舎建築、一括交付金関連公共事業の増加等により本村の経済状況は好転し、その影響は人口の増加にもつながる等明るい一年となりました。

一方で、多くなった観光客の受け入れ態勢を含め飲料水の確保やごみ処理費用の増大、環境保全等についての懸念も出てきております。

国に目を向けると日本は急激な人口減少と超高齢化の危機にあり、活力ある日本社会を維持するため、国は“地方創生”として、地方が先行して若返るための戦略を発表しました。本村においては、ここにしかない資源と地域の潜在力を活かして、「座間味村版総合戦略」を策定し、子供たちに胸を張って手渡せる村の将来を切り開きたいと考えます。

平成27年度は、このような状況を踏まえ更なる座間味村の飛躍の年となるよう各種施策を展開してまいります。

あわせて、今年は戦後70年の節目を迎える年でもあります。

悲惨な戦争を体験した米軍上陸第一歩の地として、平和への願いを新たにすると同時に、村の希望ある将来を描く年にしてまいります。

本議会においては一括交付金事業を始めとした、平成27年度予算案等の審議をお願いするところですが、本村においての地方創生に積極的に取り組んでまいりますので議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

私の公約である「地域力を生かし、住民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村にするために！」の実現に向け、本村は観光を中心とした「産業の振興」と島ちゃびの解消による「定住促進」を村政

運営の二本の柱としており、一括交付金事業においても多くの事業はこの二つの解決に向けた取り組みとなっております。

産業の振興においては、多くの観光客をお迎えできるようになった今、お客様の満足度向上を期して、誘客中心の施策から受け入れ態勢強化へとシフトしてまいります。フェリーざまみの代船建造着手をはじめ座間味港緑地公園のビジターセンター建設、阿嘉地区における観光道路整備、阿嘉漁港ターミナルの屋根付き歩道整備、また水産業のバックアップ等を行ってまいります。

定住促進策においては、自動車航送運賃補助や交通コスト低減のためのヘリコプター利用料金補助を引き続き行うほか、村民の皆さんの安全を確保する避難道路整備を慶留間・阿嘉地区で行います。村営住宅の建設を積極的に進める一方で、ALTやCIR等、村の振興に不可欠な外部人材を受け入れるための多用途住宅の設計にも着手いたします。

観光客にとっても村民の皆さんにとっても快適な村であるために、欠かせないのが島の環境美化です。昨年10月にスタートした『ちゅら島づくり条例』に基づく村民参加型によるパトロールや意見交換を通じ、課題解決に向けた取り組みが行われ、環境美化への意識向上が図られました。条例施行後まだ半年で十分に浸透していませんが、引続き村民目線による取り組みを推進し全村民をあげての展開に育ててまいります。

平成27年度当初予算は、特別会計を含め50億円余りと予算規模が非常に大きくなっており、その財源の確保に苦慮する厳しい予算編成作業となりました。全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や収納対策の強化に努めることを基本として行財政運営を行ってまいります。

次に重点施策の概要について申し上げます。

## 2 平成27年度の主要施策の概要について

第1に、「行政一般について」申し上げます。

ご承知のように、本村は昨年度から約50年ぶりの役場庁舎の建設事業に取り組んでおります。安全祈願祭を終え、今秋の竣工に向けて建築が始まりますが、村の防災拠点であり、また親しまれる新しいランドマークの誕生を目指し、安全第一で整備を進めてまいります。

今や情報通信基盤も地域の重要なインフラであり、特に離島において超高速ブロードバンドは産業振興と定住促進双方の基盤として不可欠です。早期整備に向けて、国や県、通信事業者と連携してまいります。

役場においてはここ数年知識と経験にたけたベテラン職員の退職が続き、地域づくりのプロとしての資質向上が若手職員に求められています。本年度は村政の課題に取り組む5つの『プロジェクト』を発足し、すべての職員がいずれかに属し、年齢や役職を超えた議論で切磋琢磨しながら施策の立案と課題解決を図ってまいります。5つのプロジェクトとは、

- 環境目的税等新たな財源を検討するプロジェクト
- 座間味村版「地方創生」に取り組むプロジェクト
- 戦後70年に際し、平和と村の未来を考えるプロジェクト
- 第一次産業、第二次産業の活性化を含めた観光基本計画（仮称）の策定プロジェクト
- 村の将来を担う子供たちや若者を対象とした人材育成計画の策定プロジェクト

以上に加え、税や料金の収納率アップを目指す徴収対策チームが活動いたします。若手の活躍にご期待いただき、地域においてもあたたかく見守っていただき、あわせてご指導をお願い申し上げます。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

本年度は介護保険制度が大きく変わり、要支援者のうち支援度の低い高齢者の皆さんは介護保険の対象ではなくなります。村保健師及び福祉事業に実績のある村社会福祉協議会及び座間味偕生園との連携を図りながらきめ細やかなサービス提供が図られるよう取り組んでまいります。

座間味偕生園の開所以来、本村の介護福祉は他離島村と比べると、質、量とも充実したサービス提供が可能となりましたが、離島においての事業運営は依然として厳しい状況です。引き続き協力・支援を行いさらなる福祉の向上に努めてまいります。

子育て支援につきましては、かねてから懸案事項である保育所設置について、関係者との調整も順調に進んでおり、平成27年度に条例整備や施設改修等の条件整備を終え、年度内に開園ができるよう取り組んでまいります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については、年々医療費が増加し財政を圧迫している状況が続いています。村民の健康づくりの基本となる予防事業、健診事業については引き続きしっかりと取り組み、さらに個人のフォローアップに重点を置いた健康づくりに繋げてまいります。

特に平成27年度からは、国保、介護等の医療データが一元化されるシステムが構築され、個人の健康分析や予防計画が立てられることから、これを十分に活用し保健、医療業務に取り組んでまいります。

第4に、「一般廃棄物の処理について」申し上げます。

可燃ごみの処理については、引き続き那覇市及び南風原町の協力により委託処理を行ってまいります。また、これまでのごみの収集方法や指定袋のあり方について村民との意見交換を持ち、よりよい収集環境整備や負担軽減に向けて取り組みます。

平成26年度は一括交付金を活用し阿嘉島に生ごみ処理機を設置しました。27年度は処理機を座間味クリーンセンターに設置し、観光客の増加を受けて増える生ごみ処理に対応できる環境をつくとともに、たい肥化することで農業振興に役立てたいと考えております。

第5に、「産業の振興について」申し上げます。

本村のリーディング産業であります観光産業については、観光協会の設立により広報・誘客等が効率よく実施されるようになりました。昨年は3月の国立公園指定や景気の回復等により多くの観光客が訪れ、平成26年中における観光客数は11年ぶりに9万人台まで回復しました。このように一定の成果が表れてはいますが、好調な状況を一過性のものとしないうちにも、本村の入域客数、客単価等の目標の設定、観光客ターゲット（若者、シニア、ファミリー、外国人）ごとに、事業所は何をすべきか、そのために行政はどんな支援をすればいいのか、また、どのように官民協働でPRしてゆくのかを盛り込んだ観光基本計画（仮称）を策定し、村民一丸となって取り組む共通のビジョンとします。

農林水産業については、平成22年の国勢調査によると、第1次産業の従事者はわずか12名（農業3人、漁業9名）となっており、周囲に良好な漁場を有しながらも、村内において常に新鮮な魚を入手できるわけではありません。また、農業用水、農地の形状、流通経費等の問題により農業の担い手も育っていない状況にあります。

水産業につきましては、一括交付金を活用して製氷所の改良や、直売施設の整備のための経費を漁協へ補助金として交付して振興を図っているところであり、引き続き一括交付金を活用し水産業の振興を図ってま

います。

林業については、森林の持つ多様な機能を活用するため座間味島のみならず阿嘉島及び慶留間島においても公有林の造林事業を推進します。ケラマジカの生息環境を集落周辺から山に戻すことや、森林の成長を促す受光伐を実施するとともに、ヤマモモやサクラ等の植樹により観光資源として、また特産品の開発につなげることを目標として実施してまいります。

農業については、肥料購入時の船賃の助成等を村の単独事業として実施しておりますが、農地の拡大、増産には繋がっていないのが現状であります。観光地としての魅力アップには農水産業振興は不可欠であり、やる気ある生産者を徹底して支援する仕組みが必要です。どのような素材をどのような食べ方でどれほどの量を誰に売するのか、というプランニングを専門家等の力も借りながら行い、観光とリンクした第一次産業の振興を検討してまいります。

第6に、「インフラ整備について」申し上げます。

村道座間味阿佐線の道路改良事業につきましては、平成27年度も継続して整備を進めてまいります。工事期間中はご不便をおかけしますが、早期の竣工を目指して努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

村内集落道については、多くの整備要望がありますが、財政状況も踏まえ危険な個所を優先に修繕工事を実施してまいります。

港湾の整備については、これまでも多くの要望を沖縄県へ行ってきました。屋根付き歩道の整備等実現した案件もありますが、その他の事項につきましても引き続き要望してまいります。

阿嘉漁港については、屋根付き歩道の整備を継続して行い、快適な利用環境を提供してまいります。また、新たに建造されるフェリーの大型化に伴う港口等の改良について、沖縄県の関係部署と協議を進めてまいります。

第7に、「公営住宅整備について」申し上げます。

これまで本村においては68世帯の公営住宅整備を行ってまいりましたが、Uターン・Iターン等により各地域において公営住宅の要望が多いことから、平成26年度事業で整備した座間味島に引き続き、阿嘉、慶留間地区への整備を平成26年度からの繰越事業として進めてまいります。あわせて、座間味島での新たな整備に向け平成27年度において、先行して実施設計業務を実施いたします。

第8に、「環境の保全について」申し上げます。

本村の恵まれた自然環境は、村づくりに欠かすことのできない貴重な財産です。

平成26年3月5日に国内で31番目の国立公園として「慶良間諸島国立公園」が指定され国内及び海外からの観光客が増加しましたが、一方で自然環境保全の重要性も高まっています。

今後、座間味村の自然環境を保護するとともに大きな財産であることを認識し、環境省はじめ関係機関と連携を密にし、取り組んでまいります。

第9に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、広域化に向けての実証事業が終わり、平成27年度は県や企業局と連携してマスタープラン策定業務を行います。

また、広域化に向けての実証実験の結果、水道事業運営を圧迫する要因として漏水の可能性が指摘されて

おり、無効水量を低減するための配水管路の更新と有収水量を正確に計量することを目的に、量水器の管理手順及び更新に関する計画を策定する必要があり、今後県や企業局と連携を密にして水道サービスの地域間格差の是正に取り組んでいきたいと考えております。また、県による浄水施設等の整備にあたっては、企業局任せにすることなく、協働して取り組んでまいります。

第10に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業については、経年劣化による機器の故障修繕が頻繁に発生し管理に苦慮していましたが、平成27年度から座間味浄化センターの機器等の更新改良事業を開始します。これにより安定した下水処理が可能となり、環境の保全維持が図られることとなります。

阿嘉漁業集落排水処理場については、汚泥が肥料として使用できるようになりましたので、農地での活用を呼び掛けてまいります。

第11に、「航路事業について」申し上げます。

航路事業については、平成25年度決算から黒字に転じています。27年度も島発の車両運賃について割引を実施し、村民の生活負担軽減に努めてまいります。

新造船建造に関しましては平成27年度に発注し、28年度中のフェリー就航に向けて取り組んでまいります。今後、新造船就航後は公債費負担が増加することから、航路事業の経営安定化を図るため、引き続き貨物運賃等の徴収を強化するとともに、観光振興と連携しサービスの向上を図ることで収入の増加に努めてまいります。

第12に、「教育について」申し上げます。

教育においては、国際化・情報化が進展する中で本村の特色を生かした学校教育や社会教育を支援し、効果的な教育行政を進めてまいります。

今年度も引き続き、外国人指導助手の配置や孀恋村交流事業、海外ホームステイ事業を実施することで多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成に努めるとともに、児童生徒の参加する各種大会派遣費等について助成をし、保護者の負担軽減とあわせて児童生徒の学習意欲を高める環境づくりに努めてまいります。

また、平成26年度に行った文科省が推進する「地域キャリア教育」が座間味校にて那覇商工会議所青年部との連携で行われましたが、児童生徒が自立し多様な未来を思い描けるよう、引き続き取り組んでまいります。

幼稚園教育につきましては、「3年保育」、「二人目以降の保育料金等の減免制度」を継続していくほか、要望の強い座間味幼稚園園舎の建て替えに関しましては調査事業を行い、建て替えについての議論を加速させ幼稚園教育の充実に努めてまいります。

教育施設整備については、平成26年事業である座間味中学校校舎改築事業を繰り越し事業として27年度も引き続き行いますが、一日も早い竣工により、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

一括交付金を活用した事業といたしましては、各学校に電子黒板、デジタル教科書を導入し、学力と情報活用能力の向上に努めてまいります。

地域のご協力により、子どもたちは本村の自然や歴史について素晴らしいふるさと教育を受けています。引き続き地域の皆様のご協力をいただきながら座間味村を学ぶための教育環境づくりにも積極的に取り組んでまいります。

以上、平成27年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、平成27年度当初予算については、

一般会計において、19億5,016万9千円

特別会計において、31億992万1千円

総額は、50億6,009万円 の規模となっております。

アベノミクスをはじめとする各種経済対策が功を奏し経済状況は好転してきているものの、必ずしも末端の地方まで浸透しているとは言えない状況もあり、本村を取り巻く経済情勢は依然として楽観できるものではありませんが、国立公園指定を機に全国的な注目を集めたことで、産官学の様々な地位、立場の方からアイデアや情報が集まるようになりました。この機を逃さず、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、職員一丸となって本村の更なる発展に向け取り組んでまいります。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の平成27年度の施政方針といたします。

平成27年3月11日

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

これで施政方針は終わりました。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

まず、古座間味ビーチ施設利用についてお聞きします。前回、12月定例議会でもお聞きしましたが、もう一度、話を聞きたいと思います。古座間味ビーチの施設なんですが、運営開始当初から現在に至るまで、同一の業者がずっと使用している経緯があります。多くの住民が疑問に思うようで、住民みんな誰もが納得のいく利用内容、契約の見直しをお願いしたいのですが、今後の運営に関してはどのような考えがあるかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの宮平譲治議員の御質問にお答えします。この施設ですね、建築からやがて20年たとうとしておりますけれども、当初から使用許可という方法で使用されております。条例上、期間の制限等がないということで、御指摘のとおり当初から同一の使用者が継続をしている状況にあります。長期間の使用状況になっていることにつきましては、不公平との声が村民の中にあることは以前の議会でも御指摘をされまして、承知していることではありますので、今後、条例の改正を含め、検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。今後、みんなが納得いくような見直し、現在、利用している方にもきちんと話をした上で

いい形、いい方法を検討よろしくお願ひいたします。

次に税収についてお聞きします。本村は、観光業を営むものにとっては恵まれた環境が整っていると思います。観光業にはこれまで村も多くの予算を投じてきたと思いますが、過去に10万人近くの入域があった時期、また5万人近くに落ち込んだ時期とありますが、昨年、ことしと多くの入域者数が見込まれますが、本村の財源は依然厳しいのが現実だと思います。村内入域者数と税収の推移に関して、数字にあらわれるような反映があるのかどうか、お聞きしたいです。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの宮平譲治議員の質問についてお答えいたします。過去約10年間において、一番入域数の多かった年は平成15年の約9万6,000人となっております。そのときの住民税の調定額は約3,670万円となっております。また、一番低かった年は東日本大震災の影響を大きく受け、左右した平成24年になっておりまして、入域数は約6万9,000人、その翌年の、影響を受ける平成25年度の住民税は約2,800万円と、約870万円の差がございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

この差が大きいかどうかはちょっと難しい問題だと思いますが、自分が見た範囲、感じることをちょっとお話ししたいのですが、本村で観光業を営むものの生活水準、またそうでないものの、例えば観光の島において、環境美化、草刈り等も大事な本村の仕事の1つだと思いますが、そういう人たちの生活水準、日々の生活、毎月の生活をぎりぎりの生活をしている者、また例えば固定資産を持たない事業所が赤字申告をした場合の村民税なり、税収はどういった形になりますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今、課長が答えているんですけども、私からお答えさせていただきます。赤字申告等ありますが、これはまず国税のほうに申告をされるわけです。国税というか、北那覇税務署になりますかね、こちらの管轄でいいますと。もろもろの領収書等をしっかりとつけてきているわけですから、私たちがこの赤字申告に対してどうのこうのと言える立場にはなかなかないというのが実情だと思っております。また、定期的に北那覇税務署等に関しましては、臨時的に各事業所に対しての調査を行ったりということをしているようでございますので、私たちがその申告に対して、細かいところでなかなかものを申せないというのが実情だというふうに私たちは認識をしております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

難しい問題だとは思いますが、それぞれの事業所にとっては脱税ではなく、節税で企業努力なのかもしれませんが、住民格差はそういった観光を営む業者とそうでないものの住民格差というのはどんどん開いていっているような感じがします。今後、村の予算の使い道なんですが、村の厳しい財源の確保、予算づけの方向性、費用対効果なども含め、村独自の税のあり方、税の取り方があるのもいいのではないかと思います。例えば以前に却下された入島税、環境目的税がありました。それは入村者一人一人から徴収するという

方法だったと思うんですが、それは却下されましたが、例えば直接、島の環境に恩恵を受けている、そこから利益を得ている事業所に対して、この環境を利用する事業所に対する税としての徴収だったり、そういう方向付けもありなのかなと思います。今後、先ほどの施政方針にもありました、公平、公正の税負担を考えれば、もっといい村としての財源の確保のあり方もあると思うんですが、何か。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの宮平譲治議員の御質問ですが、先ほど村長が読み上げました施政方針の中にもございますプロジェクトの中で、新たなる財源の確保というプロジェクトを設けております。その中で今、お話があった件も検討して、新たなる財源の確保に努めていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。この件に関しては、今後いい形で村が元気に維持できる形があればと思っています。

次に、1次産業振興についてお聞きします。本村のリーディング産業である観光産業、国立公園指定の効果や観光事業への確実な予算づけ等、政策の効果が数字にしっかりとあらわれていますが、村長の公約にも掲げています地域力を生かし、住民が住みごこちのいい村、観光客がまた訪れたい村、この公約をしっかりと形にするためにも、今後、1次産業の振興は必要不可欠だと考えます。観光地として、世界に誇れる自然環境は整っています。観光地として、また訪れたい村の要素として、村の食のあり方、地産地消の確立、村の食文化の構築が今後大切な要素の1つだとも考えますが、しっかりと村の1次産業の形を築くことで、さらに付加価値をつけたサービスの提供、高品質のメニューにつながると考えます。今後の村の1次産業に対する取り組み、考え方をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。先ほど村長の施政方針の中でもありましたけれども、現在、村における1次産業の従事者はわずか12名となっております。特に良好な漁場がありながら、専門の漁業者というのはわずかあります。そのため、新鮮な魚介類がいつでも入手できる状況には残念ながらありません。また、長年の懸案であります農業につきましても、農業用水や農地の形状、あとは就農者の高齢化に伴う遊休化などの問題により、ほとんど現在は自給自足程度の農業の形態にあることは承知をしております。そのため、村では1次産業の振興を図るため、まず、水産業につきましても、一括交付金を活用いたしまして、製氷所の改良や、漁協における直売施設の整備などにより、水産業の振興を、わずかではありますけれども、図っているところであります。農業については、肥料の購入、これは沖縄本島では発生しない物流の関係で、船賃がかかるということで、船賃の助成等を村の単独事業として実施をしております。ただ、それに伴いまして、農地の拡大や量産につながっていないのが現状でありまして、今年度からそのため、村においては農業振興地域整備計画の全体見直し作業を行っております。その中で重点的に農業を振興する地域を定めて、やる気のある生産者を徹底して支援していく仕組みを構築することが肝要であると考えております。ただ、幾ら村が旗を振っても、就農する人材がいなければ、これは机上の空論となってしまいますので、今後、農業委員会や議員の先生方の御意見もお聞きしながら、今後の農業のあり方というのを議論を重ねていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

1次産業、特に農業なんですけど、全然形が見えてこないのが現実です。今後、しっかりとした予算づけも含め、この村で1次産業がもっと振興するような形、農業政策もしっかりと農地を確保し、安定した農業経営ができるような基盤づくりも含め、しっかりとした予算づけのもとでちゃんとこれからの政策の中に1次産業の振興をもっと考える取り組みを行ってほしいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私は、3つの質問事項を出しておりますけれども、その前に、施政方針の中で地方創生と地方に元気が出るためにと出されておりますけれども、それはこの座間味村でも地方といいますか、座間味村だけを当てにするのではなくて、まず区がそういう形で元気が出ないと、まず村は繁栄しないんじゃないかと。繁栄するためにどういふものが必要かと。まず雇用と、それと少子化対策です。この少子化対策につなげるものを、3つの基本として、私は質問事項を3つ掲げていますので、それを基本に聞いていただければ幸いです。

まず1つです。ニシバマビーチキャンプ場の件について。キャンプ場の閉鎖は、自然破壊の理由で破壊されたのか。まず1つです。今後、キャンプ場の再開は可能なのか。そしてもう1つは、区・または個人会社が経営することは可能なのか、それをひとつ聞きたいと。もし可能であれば、財源をうまく使いながら雇用が生まれるような、次のステップの進みの発展に貢献できるんじゃないかと思っておりますけれども、これに関して1つよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまの垣花太郎議員の質問についてお答えします。ニシバマビーチのキャンプ場につきまして、村が指定したキャンプ場ではなく、自然発生的に観光客がやっているキャンプ、それを担ったものだと思っています。閉鎖したのは、御質問のとおり、自然破壊も一部にありますけど、その当時はキャンプ場に入る観光客のマナーの悪さなどがあり、また、地元から閉鎖要望もあったと聞いております。ニシバマビーチをキャンプ場として利用することに関しては、先ほどの経緯を踏まえ、地域住民とのコンセンサスが必要であると考えています。また、同地域は国立公園であり、保安林にも指定されていることから、国や県等、関係機関との調整も必要だと考えられます。管理に関しては、以上の状況を踏まえ、現時点では回答できないと考えています。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それを何とかクリアして、そのキャンプ場の再開をもう一度、ちょっと検討してもらいたいと。それを私は要望しますけれども、難しい難しいだけで、難しいところをクリアするのが私たちの仕事じゃないかなと思うんですけども、その難しいところでクリアできることにいいことがあるんじゃないかと思うんです。それはひとつよろしくをお願いします。

質問事項2です。放置車両の件についてです。港内に放置されている車両について、今後どのような形で処理するのか。それをひとつお願いしたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。まず、車両に限らず、廃棄物等を港内に放置する行為は、沖縄県の漁港管理条例や港湾管理条例により禁止をされております。一義的には所有者みずから処分することが基本でありまして、所有者が判明している車両については処分するよう通告をしているところではありますが、残念ながら、いまだ処理されていない車両があります。再度所有者へ処理をするよう強く指導してまいります。また、昨年制定されましたちゅら島づくり条例においても、廃車の放置は禁止されておりますので、そのことにつきましては、総務・福祉課の宮平参事のほうから答弁させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

おはようございます。3日間よろしく申し上げます。では、産業振興課よりありましたとおり、引き続き、垣花太郎議員の質問について。福祉班のほうについては、ちゅら島づくり条例を担当しておりますので、そちらからお答えします。福祉班におきましては、昨年10月制定のちゅら島づくり条例、これに基づいて放置車両に対する取り組みを行っております。昨年実施しましたパトロールにおいては、数十台、放置車両を確認しており、その後、所有者へ適正な処理をお願いしてきたところでございます。しかしながら、一部所有者においてはいまだに放置されている状況も見受けられ、この辺については産業振興課と足並みをそろえ、強く、引き続き指導してまいりたいと考えております。また一部地域住民の協力を得て、処理中の車両案件もありますので、これにつきましては、担当主管課であります県とも連携して、さらに住民の協力を得ながらしっかりと処理を図るように対処してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

国立公園になって、ものすごく目立っている状態で、観光客も景観がこんなものかと、そういう状況で見ていると思うんですね。それを早目に、難しい方が島にはいらっしやるので、それを何とかして、いい方向で早目に処理してもらうように、ぜひお願いします。

もう1つは、島内での車検整備の場所、土地の件に関してですけれども、解体車、廃車を一時保管する場所とか、車検、自動車整備工場、島内で運営する場合、土地についての協力をお願いしたいと。そういうような案を出していますけれども、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

引き続き、ただいまの垣花太郎議員御質問、土地の件についてお答えしたいと思います。現在の廃車処理については、平成17年度から始めました船賃補助、いわゆる8割の補助を利用して、速やかに処理する方法を推進させていただいております。このことから、一時保管場所の確保については今のところは考えておらず、現状の方法で対処して考えています。ちなみに、今回、廃止条例として提案しています、座間味村自動車放置防止条例において、過去一時保管場所として港湾内の空き地を利用して廃車を置いておりました。しかしながら、油漏れとか廃家電、バッテリー等の不法投棄も相次いで、景観上もよくないということの指摘もあって、現在の船賃補助によるリサイクルを強く推進してきた経緯もあるということで、一時保管によ

る土地の提供については考えておりません。さらに出張車検の際ですね、車検等におきましては、座間味、阿嘉とも作業場所を村として提供しているところでもあります。この件につきましても、今後も車検整備の際は場所の確保、そして提供を図ってまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

リサイクル法等、いろんな法があるみたいですが、2番の問題にまた戻りますけれども、放置車両というのは、その本人にやる気がないわけですよね。ですから放置なんです。そういうのを、まず処理ができないと、それをじゃあ誰がやるのか。個人がやらないから、じゃあほったらかすのか。それを景観の悪いところから、一々どこかに置かないと、それもいつまでも放置された状態になる。所有者もわからない。所有者はわかったとしても本人は逃げ隠れすると。そういった車に関しては、その本人に所有権がありますので、そういう処分とか、そういうものができないわけですが、まず、その本人が見つかるまでそこに置いておくのかという、現状がそうだと思うんです、実際に。これが港湾内の中にそのままずっと放置される状態に、今の状態だとあるんですね。それは半年以上になります、もつとりますね。旧港に置かれて、新港にまた置かれて、その年数はもう二、三年になりますね。それがまず、所有者がわからない…、わかるんですけども、そこにはいない。所有者をつかまえるまでにはものすごい時間がかかる。その時間がかかっている間、じゃあ放置しておくのかと。その話なんですね、私は。所有者がわかるものに関してはそのまま処理しますよね、皆さん。それでいいですよ。放置車両に関しての所有者が、使っている本人が私のものじゃないと。そういう逃げ隠れするものですから、いつまでもそれを処理することはまず不可能なんですね。それを私は一時保管場所というものを考えるべきじゃないかと。そういうことでひとつ上げているんです。

それと、車検整備工場というのはですね、もう1つのほうは。まず、島のほうで民宿されている方が、いつ車が故障するかわからないわけですが、車は。人間と一緒に、一緒なんです。人間は病院があるからいいわけですが。車は、民宿されている方は営業しながら、故障されたときにものすごく困るわけですが。そういうところが地元でこういうような整備する場所があって、一時、何と申しますか、整備工場としてちゃんとしたところがあれば、そこに持って行って、そこから代車を出してもらおうとか、そういう対応ができるわけですが。離島の場合は、沖縄本島に修理を出して、代車を送ってもらうためにも、また運賃を自分で持たされると。大きな負担なんですね。そういう負担を解消するために、私は整備工場は地元のほう置いて、常時、いつでも整備できるような、いつでもアフターできるような形で、それを私は、地元にとってはものすごいメリットがあるんです。そこにまた雇用も生まれるわけですよ、こういうふうにとですね。雇用も生まれて、本当に一石二鳥と申しますか、それぐらいメリットがあるわけですね。そういうことでひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

承知いたしました。まず、長期にわたる放置車両については、我々も認識して、苦慮していますけれども、やはりちゅら島づくり条例をしっかりと、その中には最終的に是正勧告、命令というのでもできます。村の公費を使うことも可能なんです、やはり公費を出すと住民の理解を得ないといけませんので、まず所有者をしっかりと探して、対応させていただいて、それも景観上の問題がありますので、その辺につきましてもはききわめて、ちゅら島づくり条例による是正勧告を施行するか、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

引き続き、車検等の土地については、総務班になりますので…。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの車検の件でございますが、確におっしゃるように、車が故障した場合、修理ができなくて、大変困るというのは存じ上げております。座間味では個人で、車の整備をする方もいらっしゃるんですが、阿嘉のほうではそういう方がいらっしゃらなくて困っていると思います。今、お伺いしたことを少し検討させていただいて、また考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

では、進行いたします。

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

私のほうからお二つの質問をしたいと思っております。まず、クイーンざまみ、フェリーざまみの予約について。近々、夏のシーズンが訪れるわけでありましてけれども、繁忙期は日帰りの方が多く、宿泊やダイビング予定の方がクイーンざまみ、フェリーざまみの予約が取れずに困っています。今後、観光、ダイビング関係等のお客様の予約枠の対応をどのように検討していくか伺います。よろしく願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまの中村勇議員の御質問についてお答えします。御質問の内容については、これまでも議会で御指摘があったことから、平成26年4月より、いわゆるエージェント枠はこれまでの契約座席数を50%節減し、約半分の50名程度にしております。また、次年度以降、このエージェント枠については、さらに節減していくことと考えています。海上運送法の第13条では、定期航路事業者は特定の利用者に不当な差別的取り扱いをしてはならないと定められていることから、御質問にあるようなお客様を特定しての予約枠の設定は厳しいと考えます。今後は、フェリー建造により、旅客定員の増が見込まれることから、予約に関してはある程度緩和されるのではないかと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

島内の移住者のために、繁忙期はフェリー乗船券の一定数を1日前までにですね、必ずとっておくとか、そういう余った席を日帰りのお客様に当日売って完売できると考えますが、後者の立場から厳しいと思いますが、このようにできるだけ対応策をこれからも村当局としては考えてほしいと思います。この対応策の考えとして、先ほど言いましたけれども、繁忙期は日帰りのお客様、先ほどおっしゃいました予約は40%以内に抑え、座間味、阿嘉島に宿泊、観光のお客様の予約枠を50%以上確保していただくような仕組みを考えると、そのようにできればお願いしたいと思っております。それで終わります。

続きまして、下水道事業について質問したいと思っております。12月にも質問をしたんですけども、各地区の現在の接続状況について、いまだ接続率が上がっていない状況だと思うんですけども、それについて伺いたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。現在の下水道への接続率は、これは平成26年12月31日現在の数字になります。座間味島、特定環境保全公共下水道ですが、93%、阿嘉島の漁業集落排水事業、これが96.5%、慶留間島における農業集落排水事業における接続率は88.1%となっております。12月に申し上げた接続率と若干数字が動いていると思うんですけども、その接続率の出し方については、世帯ではなくて、人口で算定しますので、人口の増減がありますと、若干数字が変わってくる仕組みとなっております。このように接続率は、かなり高い状況にはございますけれども、一部、事業所においても下水道を接続していない箇所がございますので、その向上のためには村の広報紙、ホームページへ引き続き掲載して接続を促しているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

確かに民宿、事業所等が接続されていない、垂れ流しをしている状況にある地域があります。やはり側溝とか歩いたら臭いもするし、これだけの観光立村として、まずい状況にありますので、ぜひ今、おっしゃっているパンフレットやチラシ等を事業者に促して、接続をさせて、どうすれば接続ができるかということをお願いしたいと思います。これよって、今現在、下水道を完備して何十年もたち、機器等も古くなり、長寿命化計画事業も予算に入っていますけれども、これだけ長い間、接続されていないということでもありますので、よろしくお祈りしたいと思います。接続率の向上を図ることで、環境保全にも努められるし、また料金の徴収によって経営の健全化が図られると思います。このように、ぜひひとつ村当局のほうとしても頑張っで接続を促すようによろしくお祈りしたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

皆さんおはようございます。3日間よろしくお祈りします。私のほうから3点ほどの質問がありますのでお祈りします。まず、1点目として、インフラ整備についてなんですけれども、阿佐地区の加工センターから阿佐ユヒナまでの間の道路の状態が非常に悪いため、危険箇所が数カ所あります。現在、住民やマリン事業所、最近ではレンタルバイクを借りてツーリングというか、ドライブというか、そういう感じで利用する観光客が多くなって、交通量がかなりふえているために、事故を起こす可能性があります。場所によってはですね。予算の都合もあると思うんですけども、駐車場、広場を含め、まずは整地だけでもいいと思いますので、早期の修繕をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。御質問にありますユヒナへ通じる当該道路の整備につきましては、以前から、これは平成24年にあったんですけども、阿佐区の総会におきまして、整備の要望を受けている経緯があります。ただ、各区の総会等におきまして、集落内の危険箇所の道路の修繕工事の要望が数多くありまして、村としましては、限られた予算の中で優先順位をつきまして、年度ごとに整備を行っているところであります。今御質問のありますユヒナへ通ずる道路につきましては、簡易な修繕は今後も行っていきたく思っておりますけれども、やはり予算の都合等もありまして、すぐに本格的な整備というのは今のところ難しいかなと考へております。今後、予算の確保、他の区も要望がありますので、他の区との調整を図りながら整備に向けて検討していきたく思っています。ただ、整備に当たっては、この当該道路なんですけれども、特に村道と

いう認定も受けておりませんので、その辺の条件整備も先に進めないといけないだろうと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。中にはアスファルトよりは、土というか、今の自然の状態のままでいいという意見も確かにあります。ただ、やっぱり見ていると、かなりでこぼこのところもあるので、事故が起きてからでは遅いと感じますので、阿佐地区の方々とも検討していただいて、ぜひ早目に対処していただければと思います。

では、2点目ですね。観光客の増加に伴う問題点について。昨年の国立公園指定は、村及び観光協会の営業努力の成果もあり、観光客数が増加して喜ばしいことと思います。しかし、その反面、特に夏のピーク時なんですけれども、宿泊業、マリン事業所、飲食店、座間味ではメインとなっておりますが、事業所の人手不足によって対応ができない状態もあるようで、それには住居不足による理由もあるようです。そのような解決案の1つとして、空き家や元民宿などの家を活用して、空き家バンク的なシステムを運営して、貸す側、借りる側をうまくマッチングさせれば、定住促進にもつながるのではないかと思います。座間味区の飲食店に関しては、最近、素泊まりの宿がふえたために、夕食時にかなり集中して、時間帯によっては大混乱になっていることが、去年、おとしから見受けられます。飲食店の方々が、お客さんがいらっしゃるのはとてもうれしいことなんですけれども、特に子連れの家族をお断りしたり、長時間待たせるのが非常に心苦しいとの声もあります。いずれも事業所レベルの問題ではありますけれども、このままの状態を放っておくと、村全体のクレームにもつながる可能性があると思います。先ほど村長から施政方針の中にもありました観光基本計画というビジョンがあるようですけれども、例えば案として、商工会や観光協会などに協力してもらい、業種ごとにアンケートなどをもって、現状の問題点を聞いて、島の状況とか情報などをせっかくいいホームページがあるので、そこに掲載するなどして、何らかの支援を行ってはいかがでしょうか。今後、いろいろ考えていらっしゃるようですけれども、どんな対策を考えられるか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまの宮平清志議員の質問についてお答えします。空き家などの貸し出しについては、空き家バンクという制度があり、空き家の賃貸、売却を希望する人から申し込みを受けた情報は、空き家の利用を希望する人に紹介するというものです。まだ本村にはその制度がなく、今のところ考えておりません。また、観光客の増加による事業所の人材不足と飲食店の混雑に関しては、行政でもある程度把握しているところでありますが、この問題に関しては、行政ができる部分、各事業所のできる部分、各種団体のできる部分があると思いますので、その辺のつなぎを行い、検討していきたいと思います。あと、飲食店の混雑に関しては、村のホームページにですね、一言、「時期的に混み合いますよ、電話で予約なさったほうがいいですよ」という掲載はしたいと思っています。あとアンケートにつきましてですね、事業所がどのような問題を抱えているか、そのニーズ調査等を観光協会と連携して実施できるよう取り組んでまいります。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

ではよろしくお願ひします。そういうことによって、観光客への不満解消にもつながり、満足度もより高まっていくと思います。最近では、セカコイ（世界が恋する海）の座間味と親しみを感じられるようにおっ

しゃってくださるお客様もいらっしゃいます。ぜひそのキャッチコピーも流行らせればよいなどは思っているんですけども、そういうふうを迎える側の私たちもある意味親しみを持っていろいろおもてなしができて、迎えることが大事だと思っていますので、今後ともこの観光基本計画、ぜひいい方向に進めていければと思っています。

では、3点目です。村内航路「みつしま」につきまして。現在、定員が12名となっている「みつしま」ですが、観光客の増加や団体客等で利用率が高まり、定員オーバーで乗船できなくて、利用者に迷惑をかけることもあるかと思えます。場合によっては、強引に乗りたがる利用者もいると思えます。その場合、船長への精神的負担がかなり大きくなると思えます。私も少し調べてみたんですけども、総合事務局への手続とか、定員によってはさまざまな内容変更が必要かと思えますが、どの程度の定員が適切なのかなど、それを含めて、今後どのように検討するか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

みつしまについての御質問にお答えします。平成25年度、渡嘉敷村とのオンデマンド運行開始以来、昨年の国立公園の指定を受け、内航路みつしまの利用率も急激に上昇してまいります。今後、関係機関と調整して、定員などの見直しを検討し、そのことを踏まえて対応していきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。先ほども申し上げたんですけども、かなり利用客がふえているので、これは早急に対応しなくちゃいけないと思っております。万が一、そういうことがあってはいけないと思うんですけども、定員オーバーで乗せた場合、やっぱり船長の、個人的な船舶免許も汚れていきますので、そういうことが絶対ないようにお願いしたいと思えます。やっぱり慶良間航路も含め、重要な役割となっていますので、ぜひ早目の御検討をよろしく願いいたします。私の質問は以上なんですけれども、先ほどの村長からの施政方針を伺って、かなり期待できる方向にいらっていると思えますのでうれしく思えます。よろしく願いしたいと思えます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

皆さんよろしく願いします。今、各議員からもありましたように、ことしの施政方針を、先ほど村長からも説明がありました。そのとおり遂行していただきますと、次年度以降は、我々議員は、何の一般質問も出てこないんじゃないかというぐらい、すばらしいものになっております。ぜひ、それは我々も含めてそれに協力していきたいと思えます。

では、私のほうから4点ほど上げております。当初は、この3月定例議会は、当初予算があるので一般質問はあまり上げないでくださいと、執行部のある方から言われたんですけども、私も2点ほど用意していたんですが、3問、4問は地域の声が直接私のほうにありまして、今回、4点ほど質問させていただきます。

まず第1点目に、村税について。先ほど議会議員からもありました。今回、沖縄県企画部市町村課から、市町村の財政状況と課題となっております。この中から拾い上げて御質問いたします。本村の平成25年度の市町村税決算、41市町村のうち40位なんです。私はそれは、以前から皆さんに聞くと、本村は税対策、それから公共料金等も含めてプロジェクトチームができていっているから盤石だということをお聞きしました。と

ころが決算状況を見ますと、41市町村のうち40位です。その辺の状況を御説明お願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの宮平喜文議員の御質問についてお答えいたします。先ほどおっしゃいました平成25年度の徴収率につきましては、住民税は現年度98.7%、滞納繰越分は54.5%と高い収納率を示しておりますが、固定資産税におきましては、現年度分75%、滞納繰越分55.1%と低く、村税の徴収率を下げる原因となっております。徴収率を下げる要因となっております滞納繰越分につきましては、実は高額納税者の未納によるためでございます。取り組みといたしましては、先ほどおっしゃいました徴収対策チームを昨年11月より立ち上げております。また徴収目標を掲げて、その中では進捗状況の確認を行いまして、徴収の強化を図っているところでございます。チームでは、夜間の徴収も実施しておりまして、成果を上げております。現在は毎月開催されている定例会の中で滞納処分の対象者についても洗い出しを進めているところです。またさらに、沖縄県の市町村課が行っております離島連携事業、スクラム事業におきましては、各離島でスクラムを組みまして、県税事務所のOB等の協力を得まして、徴収の業務についてのノウハウを教えてください、強化方法について協議しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほどの施政方針の中にも公正、公平なるということで税徴収も万全にやるということを書いてあるんですけども、これは皆さん、今、総務課長がおっしゃったように、確かに高額者が払っていない。いつもそれを聞くと、確かに件数では、例えば100件あるとしたら、80名は全部納めていますと。ところがあとの20名は高額者で、しかもそれが金額はもちろん高額ですから、件数的には少ないんですけども、それが要因だというふうに話からするとうかがえます。それに対して、どのような対策をとっているのか、それをお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

このような高額未納者に関しましては、納税誓約書を書いていただいて、分納していただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その成果として上がっておりますか、お聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

成果は着実に上がっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それと関連しますけれども、当然、これに対しては滞納処分の実施、実績とかあると思います。座間味村

はそういうものでは滞納処分も1件もないんですね。以前は、不動産等、これは自動車、動産等、電話加入権、有価証券があります。それから債権等、預金、給与、家賃、生命保険とかあります。そういったものも、以前は、何年か前は非常に力を入れて預金の差し押さえをして、それで税に充てたという実績も、私もじかに見て、協力したこともあります。ところがここ最近、これがせつかくそういうふうなノウハウを持ち合わせた職員がいるにもかかわらず、私が今、見ている範囲では、村長に直接お伺いしますが、税の担当者が余りにも皆さん、若い人を配置していると。税を取るのは大変です。こんな小さな島ですから、皆さん顔見知りだし、私も手前味噌で申しわけないんですけども、久米島がそういう状況で3カ月間、久米島に行ったことがあります。そのときに相当、下位から中間ぐらいまで、15位まで上げたという経緯があります。そういう面から、この税に対しての職員の配置、あるいはベテランと若手をつけるとか。今、若手だけでやっている傾向が見られます。そうすると、なかなか税は取れるものじゃないと思っております。その辺の人事に対して、あるいはそういった税に対しても、先ほどから言っているように、村の一番の財源です。その辺の人事構想も含めて、今後の見解をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問についてお答えいたします。御指摘のあります若い人が、あるいは新人の方が、職員が税の担当をするのはいかがでしょうかということですが、税に限らず、喜文議員は御承知のことだと思いますが、このような小さな自治体では税だけではなくて、全ての行政業務において、1人で最初から最後までしないといけないという大きな課題がございます。いわゆる浅く、広くしかできない部分が確かにあると。そういう大前提がまずあるということの中で、税だけが難しい仕事であるというふうに私は認識をしておりますが、行政運営をしていく上で、あるいは財政運営をしていく上では、税ということと、まず福祉関係に関しては非常に基本的な業務だと考えております。ですから若い職員をあえてそこに充てることで、しっかりと行政の仕組み、行政の難しさ、厳しさも含めて勉強するのが仕事だと思っております。できるだけ若手の新人は、これまで私が村長に就任してからは、新人は税あるいは福祉のほうに充てるようにさせていただいております。ただ、税に関しましても、住民税よりは固定資産税のほうが難しいと考えておりますので、多少住民税を経験した後に固定資産税にシフトをしてもらい、移動してもらいながら、若手の、さらに新しい職員を住民税のほうにつけるとというのが基本だと私は考えて、人事の配置をさせていただいておりますし、これからもその考え方は基本的に変えないでおこうということしております。あと、若い人だけでは取りづらいんじゃないかということも、確かに御指摘の部分はあると思うんですが、その辺は、先ほどうちの総務課長からも話がありました。徴収対策チームというのを徐々に、去年の11月に立ち上げておまして、臨戸をする場合にはその担当だけではなくて、これまで徴収にかかわってきた先輩の職員方と一緒に夜間の臨戸を行う、あるいは日中の臨戸を行うこと等、しっかりとその徴収業務を覚えていく。難しい仕事ではあるんですけども、やっぱり若いときにしっかりとやっていただくというのが私の基本的な考えでございますので、それをまたこれからもやっていきたいと思っておりますし、若い人のフォローをしっかりと課長が、あるいは特別チームの中で別の担当の職員がしっかりと教えていくというような環境をつくっていくことに私は努力をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ただ、私が言いたいのは、二、三年前に預金等を差し押さえして、それを税に充てるとい

う策もせっかくやっていたので、それを、今後もそういうノウハウを生かしてやってほしいということなんです。それからその徴収する人たちはもちろん、徴収吏員証というのは、村は発行していますか。それをちょっとお伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

以前、滞納処分した際には、徴収吏員証を発行しておりましたが、今のところ発行しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この徴収吏員証というのは、もちろん私が言うまでもなく、執行部の皆さんは御承知だと思うんですけども、当然、その徴収吏員証を村長名で発行されますと、極端な言い方をすると、その滞納者の家に土足で踏み入ることができるんですね、大げさに言えばですよ。そういうことで、その財産等も含めて、差し押さえとか、そういうことの権利ができるんですよ。ですから今後は、やっぱり公平さを保つには、払っている人は本当にばからしくて、払わない人がのうのうとしていいのかということから含めて、徴収吏員証を村長名で発行して、いつでもそこに行けるという。ただ、特別チームの中では徴収リシヨは全員に発行するというわけにはいかないと思います。これは税担当にしか限られたものじゃないと思いますので、その辺の法律的なことをもう少しお調べになってやっていただきたいと思います。

それからこれは今、当然、立地条件、那覇県税事務所が、南部合同庁舎が自治会館の中の一角にあります。それで村長にお伺いしますが、当然これは那覇県税事務所も含めて、座間味村の徴収体制に対して協力依頼、要請、あるいは県税事務所の所長、それから納税班の班長、それから特別徴収班の班長等があります。以前はそういう方々の努力も得ながら税に力を入れたという経緯がありますけれども、村長そこを協力依頼に行かれたことありますか。お伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。特別、私のほうから協力依頼をさせていただいたことは、ここ一、二年はございません。過去にはお願いをして併任辞令をいただいて、県の職員に来てもらって、臨戸で徴収の業務をしていただくということではございましたが、今のところはありません。

それと県税事務所からは逆にいろいろとアドバイスをさせていただきということで座間味村に来ていただきまして、いろいろな意見交換をさせていただきました。その中で、またこれからもお互い連携をしながら、徴収率の向上について頑張ってもらいましょうという話し合いをさせていただいているところです。あと、先ほどの差し押さえの件ですけれども、過去に確かに差し押さえは職員のほうでやってきておりまして、非常に効果も上がっていたところなんです。御承知のように平成21年度から観光客が少なくなってきた状況があり、なかなか現年分の徴収もままならない状況もございまして、なかなか差し押さえまで至らない部分もありましたが、もちろん去年あたりから、おととしから観光客も戻ってまいりまして、非常に税金の支払いもスムーズになってきている部分もありました。その辺を含めながらしっかりとその辺の差し押さえも視野に、徴収対策チームでしっかりとやります。

それから先ほどの徴収吏員証、それに関してもしっかりと主管課を通して対応させていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ぜひ、これは今言うように景気も上向いていますし、観光客もふえています。そういった意味で取れる要因、それから取れない要因がだんだんなくなっていると思いますので、ぜひそれに力を入れて、さらに新しくいろいろ落ち着かれる方、参加差し押さえまでやってですね、例えば参加差し押さえというのは、当然、公課だったら公課が第一債券、銀行なら銀行、そして国税、県税、そして市町村と、いうふうに参加差し押さえまですると、皆さんこれは法務局にそれを出せば、税担当は村長名で印紙税、証紙税もかからないでそれができるような仕組みになっていると思いますから、その辺もあわせて今後、今村長が言ったように、非常にそういうところに強力で押し進めていってほしいと思います。平成26年度も見ながら、この件に関してはまたおいしい、もし成績等が悪ければ、また御質問を移させていただくと思います。今まで申し上げたように、その辺のところを強力で押し進めながら、我々もできるものは協力してやってまいりたいと思いますので、何回も言うようにですけども、これは村の財政です。公正、公平さを保つ意味でも強力で押し進めていっていただきたいと思います。その件に関してはこれで終わります。

次に介護保険料について、それと関連するものを若干質問させていただきます。ことしはですね、介護保険料の見直しは、3年に一度の見直しだと聞いております。そこで介護保険料の保険税が3年前と比べて、幾ら、何パーセント上あがりになったのかそれをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの宮平善文議員の介護保険料に関する件についてお答えしたいと思います。まず、介護保険料については、第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の保険料の見直しが行われたところであり、結果は、これまで2ランク、5,749円が基準額でした。その位置づけから今回は3ランク、6,997円となり、これまでの基準額で言いますと、1,248円の増額となりました。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

介護保険料の保険税というのは、私もかかわったことがありますけれども、これは当然、介護保険料の、要するにサービスについての質問等は我々にはできないんですけれども、保険料に関しては、おのおの市町村、それから広域参画市町村の持ち分でやるものですから、今質問をしているわけなんですけれども、例えばこれは1,248円、今回上がります。毎年上がっていていますね。当然これは今言うように、65歳以上は年金から引かれます。それから40歳から64歳までは国保税と一緒に引かれます。その場合、当然これは受益者負担になるわけですから、本来は地域説明会、要するに人からお金を、言葉は悪いですけども、お金を取るんですから、それをこれだけこうこうこうで上がりますよと。先ほど村長の説明の中にありました改正案とか、それから介護サービスが充実していると。当然そういうことも含めて、こうこうこうだからこれだけ保険料が上がりますということは、地域説明会をして、本来は40歳以上、それから1号被保険者の65歳以上の方に説明する義務があるんじゃないかと。これは広域連合に私、先週電話でお伺いしました。当然これは地域で説明できている、保険料の試算は当然広域連合が試算を出します。しかし、それに関して、地域で説明させてください、納得させてくださいということが介護保険事業運営計画、介護保険事業策定計画の中に皆さん御承知のように、担当者会議、要するに介護保険担当者ですね。それから幹事会、

課長会議ですね、それから運営会議、首長会議があります。それを持ち合わせて、最終的には有識者、各保健所の所長、看護師、保健師、医師、それから福祉士、そういう方々が最後に策定会議でその保険料の設定を決めます。ですからそれまでの中の運びは、市町村で地域説明をして、この保険料でいいですかということ、結局納得した上でつくられているんですね。ですからそれは、私が言うのは要するに皆さんを誹謗中傷したいわけじゃないんですけれども、臭いのはふた閉めて、自然にその保険料を年金から引く、自然に国保税と一緒に引くということは、村民にとっては、これは知らない人からすると大変なことなんですね。ですからそれを地域説明をするのか、あるいは今後考えるのか、それをちょっとお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの地域説明会について、まさに善文議員がおっしゃるとおりで、村としては広域連合会、今回、給付費については広域連合会に一任して設定させていただいておりますが、そちらの参加も望ましいということで現在、調整をさせていただいています。ところが年度末ということもあって、なかなか今、調整が難航しておりまして、今のところ開催日等決まっていなくて、未定となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはぜひやってください。そうしないと、住民をだました形になると私は思います。それと関連して質問します。

なぜ、私がそれを言うかと。年金、これは介護保険料の財源でもあります。私、質問の中に、もちろん我々各議員も含めてなんですけれども、職員に採用されるまでの年金未納がないかということの提出を求めたら、できないというお話を聞いているんですけれども、その辺の話をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの年金の状況についてお答えいたしたいと思います。年金の納付状況について、職員の調査をいたしました。しかしながら、平成14年4月以降、地方分権一括法に基づいて、年金事務が村のほうから国へ移管され、これによって年金情報が全て国で保管されるようになっております。これについては、那覇年金事務所へ確認をいたしました。個人情報のために村からの依頼でも情報開示はできないと回答を得たところであります。このことから、今回の御質問について、個人情報のためお答えができないということですので、御了承のほどお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

我々公務員は、当然、私の知っている範囲では、恐らく二十歳からもちろん、国民年金は国民の義務です。今、二十歳から市町村共済で入られている方は、私が見回す限り、垣花課長以外、約19歳、二十歳ぐらいから役場に入られて、ずっと市町村共済年金できていると思います。ところが、こちらにお座りの皆さんは中途採用、あるいはまた大学卒業してくるとですね、大学の期間中に二十歳に到達します。その間、学生免除とかそういうことをしている方々は学生免除、あるいは免除申請しなければ未納と。お互いが民間にいて、役場も民間からすぐ採用されるわけじゃないです。役場に入る間にも臨時の期間とか、いろんな期間があり

ます。その期間は、当然、国民年金になるわけですね。もちろん企業を辞めてきた方は厚生年金等もありますし、厚生年金からすぐ役場に来たわけじゃないはずですよ。そこにはですね、以前、今、参事からありましたように、もちろん市町村が年金事務を窓口していないのでできないというようなこともあったのかどうか。別の市町村で開示されているところもあるんですね、私はこれ終わった後に開示された市町村の議員、議会事務局等も調べてみたいと思いますし、また事あるごとに那覇社会保険事務所の年金課長ともお会いしてその辺のことはですね、我々要するに、議員もそうなんですけれども、職員も当然これは国民の義務ですし、ここに未納があつてはいかんわけです。当然、何回も言うように、それは介護保険の財源でもありますし、それから年金をもらっている方々の財源でもあります。要するに今は、もちろん少子高齢化ということで年金を納める人がだんだん少なくなっている。もらう人は多くなっている。介護で給付を受ける人も多くなっているということで、我々各議員も含め、そこにも未納があるのであれば総務・福祉課長、ぜひ調べて納めていただく義務があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺、村長どう思いますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの質問にお答えします。実は、私も大学を卒業しまして、アルバイトの時代がありました。そのときに数年前に民主党政権のときでしたか、年金問題がるる出まして、首相が払っていないというのもありました。私のほうにも通知が来まして、23歳から1年弱ぐらいだったかと思いますが、未納の時期があるということが判明をして、当時アルバイトしていた会社等にも問い合わせをさせていただいたりという経緯がありましたが、結局払ったかどうか分からない状況があります。ですので、一般論で言いますと私も払っていない時期があったということをまずひとつ、御報告をさせていただきますが、その後にこれはじゃあ、払えるのかという話になったときに、座間味にも年金の職員が来て、いろいろ調査を、はがきをもとにしていたんですけども、私が聞いた話では、もう何十年も過ぎてしまったら、その部分払えませんということでお断りされたと言ったら変な言い方ですけども、そういうふうな回答を得た記憶がございます。ですから、もう一度調べないといけないと思うんですけども、もちろんしっかりと払わないといけない。いまだに払う義務があるのであれば払うべきだと思いますし、それは一義的には、ただ私たち市町村の事務から、国の事務に変わっておりますので、そういうお手伝いはできるかと思いますが、私たちが直接払えというような行動はとりにくいんじゃないかなというふうに考えております。今の御質問はもう一度精査をさせていただきますが、善文議員がおっしゃるように、もちろん払えるものだったら払うべきものだと思っておりますので、それをもう一度精査をして、行政でできる部分、座間味村役場でできる部分、あるいは国にできる部分、そういうところをしっかりと把握をさせていただいて、次の業務につなげていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これからの新規職員、入れかえ、入れかえで採用してくると思います。当然、高卒で入ってくる人というのは、ほとんど、今の状況からすると余りあり得ないと思います。さっきも言ったように大卒は、短大卒であれば二十歳ぐらいかもしれないんですけども、4年制卒業ですと、当然、二十歳の年金の年数を経緯してきます。それから中途採用になりますと、当然、どこで働いていたか、そこでどうしていたか、採用する時点で年金等はずっと納めておられますかと。皆さん、要するに公共施設、アパートへ入るときにも公共料金の滞納はないかとか、こういうこともお調べになって当然入居させています。これも同じようなものだと

思います。ですから、これは今後、これは何回も言いますけれども、財源ですけれども、それから年金をもらうお年寄りのためにも、それから先ほど言っている介護保険等も含めて、ひとつの大きな財源です。その辺も非常にシビアに捉えてやってほしいと思います。よろしく願いいたします。

では、続きまして、これはですね、地域住民の声から上がったことです。今、緑地公園内にテニスコートがあります。テニスコートの中にスケボー施設みたいなものが置かれています。これ今後、どのような展開でそういうことをしていこうかということで、ちょっとお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。緑地公園内にありますテニスコートなんですけれども、この施設については老朽化が非常に著しくて、テニスコートとしての機能が失われておまして、長期間にわたり使用ができない状態が継続しております。現在、B3スポーツ、いわゆるスケートボード、インラインローラー、BMXの愛好者から、テニスコートを使わせてくれという申し出がありましたので、あくまでも暫定的に使用してもらっているところであります。今後の利用のあり方なんですけど、本来のテニスコートとしての利用が望ましいということでも村では考えておりますけれども、いろんな利用者の意見を聞いて、テニスコートとしての利用が望ましいということになれば、管理者である県のほうに整備についての要請をしてきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今は、錦織選手も世界ランキング第4位というような、非常にテニスブーム、ある市町村では新設を要望するところ、あるところは増設をするとか、非常にブームになっている次第ではあるんですけども、こちらは真逆というんですか、そういう面ではちょっと衰退化している。ところがですね、今盛んにホエールウォッチングなどをやっています。午前中、ウォッチングして帰ってきてですね、皆さんもよくお見かけすると思うんですけども、午後は何かないですかということで、別料金になりますけれども、オプションになりますけれども、島内観光もありますよといったら、いや、それはいいですということでカメラを提げて部落内を散策しています。そこでですね、もし観光協会が窓口、そこはどこが窓口になるかわからないんですが、テニスコートもありますよと、二面あります。ダブルスならば8名できます。シングルスでもですね。そこにテニスラケットが10ぐらいにボール等があれば、もちろんそこには貸し出し条列整備等も必要だと思うんですけども、今これは非常にブームになっています。そういう面で、これももしこういうことも構えておれば、これは利用もされたんじゃないかなと思います。それでですね、この辺に絡んでですけども、確かに今、ちょっと私、地域の声拾い上げて、隠さず話をしますけれども、ある方が私の家に先月、2月の中旬ぐらい、日にち違いに二、三名の方が来ました。みんな本土出身の方なんですけれども、善文さん、ここは今、スケボーの施設なんですけれども、これは本当にいいんですかと聞かれました。

それで、もちろん今後、県には文化スポーツ振興局という、新たな前に平田大一文化観光スポーツ部長のいたところがあって、いろんなスポーツを勧めなさいと。そこで以前、こちらに関連しますけれども、ヨット、オリンピック選手がここで強化合宿していましたですね。そのときにこの方々が、議長もよくおわかりだと思いますけれども、例のヨット、シーホッパーみたいなものを寄附されました。寄附というか、贈呈されました。そのときに団長ほか、ヨットの腕を磨くときに使ったものだけけれども、今何も使っていないんですねということで、ちょうど私、交流センターを管理しているときだったものですから、これの使い道も、この座間味は第二のヨットの全日本の合宿地としても広めていっているのだから、使ってくれればいいのになど

いう話もありました。ですからそういうことも含めて、さきのスケボーの話じゃないんですけども、子供たちにはもう少し海をテーマとしたものを、せっかくそういったいろんな贈呈品もあるんですし、ましてやそこで大々的に壮行会もやったわけですから、その辺も含めて村ももう少し取り組んでいただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどのヨットの件、確にお預かり…、寄贈いただいたヨットであるというのは承知しております。先ほどから話があります子供たち、子供たちに関してはまだ同好会はありまして、ただ、積極的にこの練習ができていくかという、ちょっと私も把握をしておりますが、しっかりと組織はあるということは聞いております。ですので、その同好会の子供たちがヨットをしたいという環境ができれば、そういう要望があれば積極的にその辺の貸し出しというのはありだと考えておりますし、またオリンピック選手がここで合宿をしてきた、これは私もかかわってきましたのでよく存じ上げております。2020年に開催される東京オリンピックに向けて、これからスポーツの合宿地等に関する活動は各自治体でふえてくると思いますが、もちろん私も座間味村としては、ヨットの練習の場所だということでピーアールをさせていただきながら、またその合宿地に選ばれるような環境をつくっていくように努力をしていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ぜひその辺も、子供たちの、ちょっと話は、質問要旨から少しずれてはいますけれども、ただヨットは、こちらにいる議会議員、それから大城参事、ヨットの資格者、指導者はたくさんいます。そういう意味で、やっぱりもう少し海をテーマとしたものも今後大いに取り組んでほしいなど、これは強く要望いたします。先ほどは失礼しました。

続けて、最後の第4点目。一括交付金の事業の一部についてですね。これも地域から上がってきた声なんですけれども、そこでもちょっと問題発言があるかどうかあれですけども。実はですね、今、盛んにテレビで座間味の海で潜りませんか、ダイバープロジェクトをやっていますね。これも取り組みが12月からやって、今、盛んに年度内の処理だということでやっていますけれども、あれだけテレビ等で放映されますと、我々からすると、座間味村のダイビングショップ、阿嘉も慶留間も含めて全体的にやっているものだと思ったんですけども、ちょっとお聞きすると、今、座間味だけしかやっていないというお話をお聞きしております。その辺の経緯について御説明をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまの宮平善文議員の御質問についてお答えします。今年度より一括交付金を利用し、ダイバーズプロジェクトという事業をやっております。趣旨としましては、ダイビング観光客と若年層のダイバーを育て

るため、閑散期に実証調査としてダイバーの卵を育て、アンケート調査を行い、今後のダイビング産業の活性化につなげるという目的で行っております。今言った座間味だけなのかということは、今、これは当初、事業を始めるときに期間とかが非常に短くて、あと県との調整もあったんですけれども、とりあえず今年度は期間がないということで、とりあえず座間味ダイビング協会に任せようということになって、それが現在の執行状況になっている。その際、一応、阿嘉のダイビング協会にも投げかけてはいるんですけれども、ちょっと担当から話をしたけれども、阿嘉のほうからできないという旨の返事があったということで、それで今回は、じゃあ座間味だけにしようという形で始めています。それで3月10日現在の進捗状況なんですけれども、この目標数が500名なんですけれども、今予約者が450名、それで実施済みが120名となっています。それから3月11日以降の状況なんですけれども、日程の確定者が164名、未確定者が168名となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、話を聞くと、大体予定どおりいくという形になっておりますけれども、実はこれも阿嘉島のダイビングショップ2カ所、それから慶留間といえば、慶留間は1カ所しかないんですけれども、どこが窓口になって、どこまで啓蒙したのかということをお願いできないかということもありまして、今、参事の話によりまして、阿嘉のダイビング協会の会長には話はしたけれども、じゃあその末端までいったかどうかは、それは私らも、ほかのところ聞いていないからわからないんですけれども。じゃあこれは今後、阿嘉、慶留間でもやる予定があるのかどうか。それをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

次年度に向けてはですね、これは3カ年継続事業ということで、次年度に向けては阿嘉、慶留間を中心にやる予定です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私もよく那覇へ行くと、中学校、高校のOBとかが座間味はいい宣伝をよくやっているねと、私も誇らしげに思います。ところが阿嘉、慶留間ではやっていない。座間味しかやっていないとなると、やっぱりこれは地域でしかわからないことであるんですけれども、今後はですね、こういうものを前もってもう少し猶予を持ちながら、末端まで行き届くような形で、せつかくの一括交付金の活用ですから、その辺の気配り、目配り、思いやりというんですか、その辺が非常に私はいまいち配慮に欠けているんじゃないかなと思いますけれども、村長、最後にどう思いますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御指摘の点は真摯に受けて、これからの業務の執行に役立てていきたいと思っております。ただ、言い訳じみたところもありますけれども、先ほど参事のほうから説明がありましたように、国、県との一括交付金は調整が非常に長くかかります。特に新規の事業は、本当に年度の半ばまでかかる場合がございます、今回のような状況になっていることに関しましてはおわびを申し上げたい部分もあるんですが、できるだけ1

人でも多くの方に内容を知っていただく、あるいは事業をわかっていただくような努力というのは一括交付金だけではなくて、その他の事業に関しても一緒だと思っておりますので、その辺はもう一度、えりを正して、私たちも村民の福祉のために職員一同頑張っていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これも含めて、やっぱりもう少し、座間味は海をメインにしていますから、海のことを、もちろんほかはやるなというわけではないんですけども、もう一度、きれいに精査しながら、お互いに切磋琢磨してやっていきたいと思っておりますので、よろしくです。以上で終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

それでは午後の部、再開します。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。まず、第1点目に、夏場の駐在員の配置ということで書いていますが、阿嘉島には駐在所がありませんので、警察官の派遣について伺います。今シーズン、今度夏場の阿嘉、慶留間地区への那覇警察署からの警察官の派遣についてですが、例年、金土日の週末に警察官が来ていたわけでありましたが、去年、そういえば来なかったんじゃないかなと思って、出張所の職員に聞きましたらやっぱり来ていないと。今まで続いていたものがなぜ途切れてしまったのか。今シーズンどうなるか伺います。ちょっと風邪気味で声が出なくて申し訳ないです。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの中村秀克議員の御質問についてお答えいたします。那覇警察署からの夏休み期間中の警察官の配置は、村から那覇警察署長に要請し、配置が決定されております。昨年、先ほどのお話では来ていなかったというお話なんですけど、宿泊をしていなかっただけで、国立公園に指定されたことで、夏場の観光客の増加を見込み、2名増員の配置がありまして、3名体制ということで特段の御配慮をいただいていたところで

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

3名ということは、宿泊もしてですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

土日ではありますが、宿泊は座間味で行っていたようであります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やっぱり、夜の治安も守ってほしいので、阿嘉島での、宿泊する施設はターミナル事務所の2階に宿泊する施設があって、多分、厨房、トイレ、エアコンもきいていると、事務机もありますし、業務するには支障ないと思いますので、自炊でちょっとその辺はきついかもかもしれませんが、できれば夜も何かある、緊急時には地元でいたほうが、地元の方も安心して住めるんじゃないかと思うんですが、それに関してはいかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

駐在の警察官に聞きましたところ、事件事故が座間味のほうが多いのでということではございましたが、地域、住民の御意見を踏まえて、その辺も要請をしてまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

去年、国立公園になりまして、お客さんもふえて、今シーズンも、1、2月も去年より入域観光客が、資料を見ますと、去年よりずっとふえていて、平成15年の9万6,000人に達するような勢いでふえていますので、やっぱりそれはお客さんがふえるということは、全部が全部100%マナーを守るような人が来ればいいんですけども、それではありません。ふえればふえるほど、マナーを守らない方もふえるという可能性がありますので、できるだけ24時間態勢で見てほしいなと思うんですが、これは要望として出しておきます。

最初の警察官派遣が来たのは、もう10年なるかならないかです。当時はずっといたわけですね、週末だけじゃなくて。それがいつの間にか金土日の週末制になって、去年は来たというんですけども、私らは全然警察が…、宮城巡査はときどき見たんですけども、それ以外の那覇署から来たというのは、港にもよく行ったんですが、記憶にありませんし、やっぱり警察がいるんだということですね、地元の人治安上、安心して生活できるんじゃないかなと思います。お客さんが来ることはいいんですが、いろいろ見ていてわかるんですね。駐在が、警察がいるいないでは原付バイクの2人乗りとか、裸で堂々と集落内を走り回ったり、スピード違反、こんなものちょっと見苦しいので、こういったものはいるといないで全然違う。いた場合はそういうのが目立たなくなります。その件に関して、できれば最初に言った夏場ですね、ずっと、週末だけじゃなくて、常時、交代制で配置できるような態勢は要望できないものか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

今の御意見でございますが、確かに常時ですね、24時間警察署員がいたほうが治安は守られていくと思います。地域住民の御意見を踏まえまして、必要であれば増員や平日の配置に関しても要請を行ってまいります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

よろしく願いいたします。やっぱりできれば駐在所をつくってもらえれば一番いいかなと思いますが、これは希望としてお願いいたします。以上です。

次に慶良間空港についてであります。琉球エアークミューターのケラマ定期路線が撤退して久しい、もう10年になります。座間味村は今後、慶良間空港の活用をどう考えているのかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。慶良間空港の理想のあり方といたしますか、姿は、以前のように定期便が日々運航されることだろうと考えております。ただ、琉球エアークミューターが徹底した要因には、やはり採算が取れないというのが大きな原因でありました。当時は、村から補助金を出して運航していたんですけども、やはり村も財政に余裕がないということで撤退せざるを得なくなったんですけども、今、村の財政も、現在もそんなに余裕があるわけではありません。ですので、補助金をまた再度、交付して運航を再開するには大変厳しいものがあるだろうと思われまます。そのような中、平成24年度からは一括交付金を活用してヘリコプターのチャーター料金の補助を実施しまして、空港の年間利用率は向上しております。将来的には、ヘリコプターの制度は継続していくんですけども、空港を活用したイベントですね、これは宮古の下地島空港などでやっているようなんですけども、そのような実施をして、視点を変えて活用の方法を検討していかないといけないのかなというふうには考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

確かに今、たまにチャーター便の飛行機が第一航空から来たり、船が欠航したときに、アイラスのヘリコプターがよく飛んでおりますが、ちょっと耳にした話なんです、第一航空が県の補助を受けて、17人乗りの飛行機を導入するという話を聞いておまして、これは県からの補助ですね、今、第一航空は栗国と、沖永良部か徳之島、どちらかに飛んで、2航路でやっているらしいんですが、これ県からの補助を受けてやると、沖縄県の補助で栗国だけになってしまうので、路線が1つあくからケラマ路線に算入できないかなという要望ができないかどうかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。確かに私たちのような観光地、観光自治体といたしましては、移動手段の選択肢がふえたほうがいいということは重々承知をさせていただいておりますので、航空関係業者が参入していただけるというのは非常にありがたいことだと基本的には考えておりますが、先ほど産業振興課長からもありましたように、採算が取れるような路線じゃないというのがありまして、それなりの補助金を交付しないといけない環境になることは確実でございます。そういう環境の中で、果たして財政状況がまだまだ厳しい状況で、そこまで算入するのか。私たちからすると、新年度からフェリーの建造も始まり、新たな歳出の、いわゆる公債費の増も懸念されている状況の中でなかなか思い切ったそこへのアプローチができない環境があるというのが現状だというふうに認識をしております。去年の、1年前ぐらいだったと思いますが、沖縄県が試算をした離島の航空機の経営状況、仮に飛ばした場合ということで、例えばケラマ那覇間は黒字にはならないという試算もたしか出ていたというふうなことからしても、私たちが補助金を出して、

お願いをして飛んでくるというのは非常に厳しい状況があるのかなと考えてはおりますが、再度、県の交通施策課等々という協力を重ねながら、私たちの持ち出しがなくて、あるいは非常に少なくて飛んできてくれるような環境があるのであれば、積極的にお願いをしていくということになるかと思っております。まずはもう一度、採算を含め、あるいは航空会社の意向等も情報収集させていただきながら、また次の議会等々でもこの議論をさせていただければありがたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

村長、貴重な御意見ありがとうございます。確かに琉球エアークommューターは採算が取れないということで徹底していますが、これは琉球エアークommューターはみずから採算が取れないようなシステムを組んだわけでありまして、初代クイーンが平成3年に来たときに2万7,000円、それから慶良間空港の開港のときにも1万9,000円と、確かに減ってはいるんですけども、慶良間空港になったときから予約も全部JALのコールセンターに移管して、その委託料とか何とかで6,300円だった運賃が、結局は最後は8,000円台、9,000円台まで上がったんですね。それから客離れがずっと加速していったわけです。それを琉球エアークommューターみずから採算性を度外視したシステム、満席で9人しか乗れない飛行機にターミナルから30人乗りのバスで送迎したり、そういうことをやるから、みずから首を絞めて採算取れなくただけであって、ケラマ路線をつくるためにできた空港をいわゆる殺してしまったんですね、みずから。そういうやり方じゃなくて、ちゃんとした今までの事務所から、自分たちの専用バスで荷物も送迎できる、予約も自分たちでできるようなシステムを組めば、私は採算取れていたと思うんです。やっぱり大型化にしていこうという気持ちがあったと思うんですね。それもありませんでですね、県は小規模離島航空利用活性化事業で運賃割引制度も、南北大東、粟国は利用していますね。ああいったものも活用しながらやれば私はいけるんじゃないかなと。だから県の試算は、琉球エアークommューターがやっていた当時のそういう内容で試算したんじゃないかなと思うんですけども。それはおいおいまた計算しながら、もし第一航空が乗り気であれば、我々は補助金を出さないような体制でできるんだしたら、それで来てくれれば。うちの船舶とかぶらないような時間帯をとってですね、お互いに調整しながら飛べば利用者はたくさん出るんじゃないかなと思います。僕の知り合いのお客さんは、1時間で着くとはいえ、船はどうしてもだめだという人もいますよ。ただ慶良間に来たいと来て、来た1日は体調悪くてダイビングできないと。その1日もつたいない、飛行機が飛べばできるという方も実際に耳にして聞いているんですね。そういうことを考えれば、海と空、両方から来てくれるというのは非常に相乗効果にもなると思いますし、だから10万人を突破するのも私は夢じゃないと思いますので、ぜひその辺、空港も3年、4年前にフェンスの総張りかえ、ガスの低圧で億単位の金をかけて県もやっているわけですから、宝の持ち腐れになりますので、その辺を慶良間空港の活性化をどうか村長よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで一般質問を終わります。

日程第7. 議案第3号 座間味村例規集の整備についてから議案第34号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの、提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

休憩を求めます。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩いたします。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。  
宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは提出議案の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第 3 号

座間味村例規集の整備について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、座間味村例規集の整備について議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 11 日提出  
座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例（平成 26 年 3 月 18 日条例第 4 号）に基づき、用字や用語、引用法令の整備等、条例の目的及び趣旨に影響を及ぼさない軽易な改正をおこなった為、本条例の一部を一括して改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例に基づき整備をおこなった条例

1	座間味村副村長定数条例（平成 21 年条例第 3 号）
2	座間味村行政機関設置条例（平成 4 年条例第 10 号）
3	座間味村行政改革推進委員会設置条例（昭和 60 年条例第 12 号）
4	座間味村移動通信用施設の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 15 号）
5	座間味村移動通信用施設整備事業分担金徴収条例（平成 9 年条例第 16 号）
6	阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例（平成 19 年条例第 14 号）
7	阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例（平成 19 年条例第 15 号）
8	政治倫理の確立のための座間味村長の資産等の公開に関する条例（平成 7 年条例第 11 号）
9	座間味村情報公開条例（平成 15 年条例第 16 号）
10	座間味村個人情報保護条例（平成 15 年条例第 17 号）
11	座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 54 年条例第 8 号）
12	座間味村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 22 年条例第 11 号）
13	座間味村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成 18 年条例第 7 号）
14	座間味村国民保護協議会条例（平成 18 年条例第 6 号）

15	座間味村防災会議条例（昭和62年条例第6号）
16	座間味村災害対策本部条例（昭和54年条例第4号）
17	座間味村消防防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第2号）
18	座間味村地域安全条例（平成11年条例第7号）
19	座間味村暴力団排除条例（平成23年条例第5号）
20	座間味村監査委員条例（昭和47年条例第33号）
21	固定資産評価審査委員会条例（平成9年条例第5号）
22	座間味村総合開発審議会条例（昭和52年条例第13号）
23	座間味村工事その他の請負契約条例（昭和41年条例第2号）
24	座間味村財政事情書の作成及び公表に関する条例（昭和47年条例等34号）
25	座間味村個別外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成21年条例等9号）
26	座間味村農業集落排水事業特別会計設置条例（平成12年条例第6号）
27	座間味村漁業集落排水事業特別会計設置条例（平成8年条例第9号）
28	座間味村下水道事業特別会計設置条例（平成10年条例第8号）
29	座間味村国民健康保険税条例（平成12年条例第20号）
30	座間味村ふるさと寄附条例（平成20年条例第12号）
31	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第45号）
32	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和47年条例第46号）
33	座間味村の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年条例第16号）
34	議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和47年条例第35号）
35	座間味村財政調整基金条例（昭和50年条例第7号）
36	座間味村減債基金の設置、管理及び処理に関する条例（平成元年条例第19号）
37	座間味村沖縄県証紙管理基金条例（平成24年条例第8号）
38	座間味村庁舎建設整備基金条例（平成6年条例第5号）
39	座間味村地域振興基金条例（平成2年条例第7号）
40	座間味村ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年条例第12号）
41	座間味村ふるさと応援基金条例（平成20年条例第13号）
42	地域福祉基金の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第12号）
43	座間味村国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和52年条例第10号）
44	座間味村中山間ふるさと農村活性化基金条例（平成5年条例第30号）
45	座間味村中山間地域活性化基金条例（平成10年条例第9号）
46	座間味村過疎地域自立促進基金条例（平成22年条例第13号）
47	座間味村土地開発基金条例（昭和50年条例第6号）
48	座間味村渇水対策基金の設置管理及び処分に関する条例（平成18年条例第3号）
49	座間味村立学校設置条例（昭和48年条例第31号）
50	座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和53年条例第3号）
51	座間味村育英会条例（平成9年条例第9号）
52	座間味村学校給食共同調理場設置条例（昭和57年条例第3号）

53	座間味村社会教育委員に関する条例（平成2年条例第8号）
54	座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例（平成19年条例第17号）
55	座間味青少年旅行村施設管理条例（昭和50年条例第13号）
56	座間味青少年旅行村施設使用料徴収条例（昭和50年条例第14号）
57	座間味村立児童生徒交流施設設置条例（平成8年条例第6号）
58	座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設の設置及び管理に関する条例（平成10年条例第14号）
59	阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第4号）
60	座間味村立交流センター使用料徴収条例（平成8年条例第7号）
61	座間味村文化財保護条例（昭和50年条例第8号）
62	重要文化財高良家住宅管理に関する条例（平成13年条例第1号）
63	座間味村文化財調査審議会設置条例（昭和56年条例第1号）
64	座間味村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和61年条例第12号）
65	座間味村子ども医療費助成条例（平成6年条例第8号）
66	座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年条例第11号）
67	座間味村敬老年金支給条例（昭和44年条例第3号）
68	座間味村国民健康保険条例（昭和47年条例第43号）
69	座間味村保健センターの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第13号）
70	座間味村新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第1号）
71	座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年条例第12号）
72	座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年条例第12号）
73	座間味村飼い犬条例（平成12年条例第11号）
74	座間味村農業委員会の定数及び選挙区に関する条例（昭和47年条例第39号）
75	座間味村農業委員会事務局設置条例（昭和53年条例第15号）
76	座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第12号）
77	座間味港巻揚機設置及び管理運営に関する条例（平成15年条例第14号）
78	阿嘉漁港巻揚機設置及び管理運営に関する条例（平成15年条例第15号）
79	座間味村特産品加工センターの設置及び管理運営に関する条例（平成15年条例第6号）
80	座間味村林野条例（昭和45年条例第14号）
81	座間味村への松の伐採木等の移動の届出に関する条例（平成18年条例第27号）
82	座間味村火入れに関する条例（平成12年条例第9号）
83	座間味村観光開発委員会設置条例（昭和45年条例第4号）
84	座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第8号）
85	座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第9号）
86	ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第13号）
87	座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第13号）
88	座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第7号）
89	座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第10号）
90	座間味村有償バス運行条例（平成22年条例第9号）

9 1	座間味村有償バス使用料徴収条例（平成22年条例第10号）
9 2	座間味村村土保全条例（平成3年条例第16号）
9 3	座間味村村道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第2号）
9 4	座間味村公営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成25年条例第3号）
9 5	座間味村営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第17号）
9 6	座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例（平成10年条例第6号）
9 7	座間味村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年条例第5号）
9 8	座間味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（平成25年条例第6号）
9 9	座間味村下水道条例（平成9年条例第6号）
100	座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例（平成9年条例第7号）
101	座間味村消防団の設置等に関する条例（昭和47年条例第21号）
102	座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和53年条例第8号）
103	座間味村火災予防条例（平成8年条例第10号）
104	消防法及び座間味村火災予防条例の事務に係る手数料徴収条例（平成12年条例第23号）

#### 議案第4号

##### 座間味村表彰条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村表彰条例（昭和60年条例第11号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮 里 哲

##### （提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職となる為。又金品による寄附は感謝状等を以て意を表すことが妥当である為条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

#### 条例第1号

##### 座間味村表彰条例の一部を改正する条例

座間味村表彰条例（昭和60年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条1項中「（2）教育長の職にあつては12年以上在職したもの」を加え、「（2）」を「（3）」

に「(3)」を「(4)」に改める。

第5条第1項中「(2)」を削り、「(3)」を「(2)」に改め、2項中「金品」を「記念品」に改める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

## 議案第5号

### 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村議会委員会条例（昭和62年6月9日条例第7号）の一部を改正する条例について別紙のとおり提出する。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

## 条例第2号

### 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例

座間味村議会委員会条例（昭和62年6月9日条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（経過措置）

- 1 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長が、従前の例により在職する場合には、改正後を適用せず、改正前のその効力を有する。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第6号

### 座間味村課設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により座間味村課設置条例（平成23年条例第11号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮里 哲

#### （提案理由）

会計課は地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条並びに第170条に基づき設置される必置事項である為、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

## 条例第3号

### 座間味村課設置条例の一部を改正する条例

座間味村課設置条例（平成23年座間味村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第3条第3項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第7号

### 座間味村自動車放置防止条例を廃止する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村自動車放置防止条例（平成13年条例第2号）を廃止する条例について、議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

自動車リサイクル法（平成14年7月12日法律第87号）の施行及び座間味村ちゅら島づくり条例（平成26年座間味村条例第3号）の制定により、自動車の適正処理方法が確立されたため、本条例を廃止する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第4号

#### 座間味村自動車放置防止条例を廃止する条例

座間味村自動車放置防止条例（平成13年座間味村条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

議案第8号

#### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の第1号の規定により、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年6月20日条例第25号）の一部を改正する条例について別紙のとおり提出する。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第5号

#### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

座間味村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年6月20日条例第2

5号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第2条関係)中、

「

教育委員会委員委員長	月額 33,000円
------------	------------

」を

「

教育委員会委員	月額 28,000円
---------	------------

」に改める。

「番号2」を削り、「番号3」を「番号2」とし、「番号4」から「番号34」までを1つずつ繰り上げる。

#### 附 則

(経過措置)

- 1 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、教育委員長が、従前の例により在職する場合には、改正後を適用せず、改正前のその効力を有する。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 議案第9号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項1号の規定により、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和47年6月22日条例第26号)の一部を改正する条例について別紙のとおり提出する。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

## 条例第6号

### 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和47年6月22日条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項2号の次に次の1行を加える。

（3）教育長

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職名	給料月額
村長	581,400円
副村長	470,250円
教育長	441,180円

#### 附 則

（経過措置）

- この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長が、従前の例により在職する場合には、改正後を適用せず、改正前のその効力を有する。  
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第10号

### 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を廃止する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年6月20日座間味村条例27号）の全部を廃止する条例について、議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）の一部改正に基づき、本条例を廃止する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

## 条例第7号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を  
廃止する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年6月20日条例27号）の全部を廃止する。

附 則

(経過措置)

- 1 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長が、従前の例により在職する場合には、改正後を適用せず、改正前のその効力を有する。  
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第11号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

平成26年度の人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しを実施する為、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第8号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び第2並びに第3を次のように改める。

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
	92	244,100	292,200	339,700	378,400	390,500	
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
	94		292,500	340,300			
	95		292,900	340,800			
	96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300				
98		293,800	341,800				
99		294,200	342,200				
100		294,600	342,500				
101		294,800	342,800				
102		295,100	343,200				
103		295,500	343,600				
104		295,800	344,000				
105		296,000	344,500				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	106		296,300	344,900			
	107		296,700	345,300			
	108		297,000	345,700			
	109		297,200	346,200			
	110		297,600	346,600			
	111		298,000	346,900			
	112		298,300	347,200			
	113		298,400	347,700			
	114		298,700				
	115		299,000				
	116		299,400				
	117		299,600				
	118		299,800				
	119		300,100				
120		300,400					
121		300,800					
122		301,000					
123		301,300					
124		301,600					
125		301,900					
再 任 用 職 員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800

行政職給料表

(単労職)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
	41	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	42	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	43	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	44	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	45	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	46	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	47	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	48	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
	45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
	50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
	51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
	52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
	53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
	54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
	55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
	56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
	57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
	58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
	59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
	60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
	61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
	62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
	63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
	64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
	65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
	66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
	67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
	68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
	69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
	70	204,200	253,800	284,500	314,300	
	71	204,700	254,400	285,300	314,800	
	72	205,300	255,000	286,100	315,300	
	73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100		
75	207,300	256,200	288,600	316,600		
76	208,100	256,700	289,400	317,100		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	77	208,500	257,300	290,000	317,300	
	78	209,200	257,800	290,600	317,700	
	79	209,900	258,300	291,100	318,100	
	80	210,600	258,800	291,500	318,500	
	81	211,300	259,200	292,000	319,000	
	82	212,000	259,500	292,500	319,400	
	83	212,700	259,800	293,000	319,800	
	84	213,400	260,100	293,500	320,200	
	85	214,100	260,300	293,900	320,500	
	86	214,800	260,700	294,500	320,900	
	87	215,500	261,000	295,100	321,300	
	88	216,200	261,300	295,700	321,700	
	89	216,800	261,500	296,000	322,000	
	90	217,400	261,700	296,500	322,400	
	91	218,000	262,100	297,000	322,800	
	92	218,600	262,300	297,500	323,200	
	93	219,100	262,600	297,900	323,400	
	94	219,600	263,000	298,400	323,800	
	95	220,100	263,400	298,900	324,200	
96	220,600	263,800	299,400	324,600		
97	221,200	264,000	299,700	324,900		
98	221,700	264,300	300,200	325,300		
99	222,200	264,500	300,700	325,700		
100	222,700	264,800	301,200	326,100		
101	223,300	265,100	301,600	326,400		
102	223,900	265,300	302,000			
103	224,500	265,600	302,400			
104	225,100	265,900	302,800			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	105	225,500	266,100	303,100		
	106	226,000	266,400	303,500		
	107	226,500	266,700	303,900		
	108	227,000	267,000	304,300		
	109	227,200	267,300	304,700		
	110	227,600	267,600	305,100		
	111	228,100	267,900	305,500		
	112	228,600	268,200	305,900		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	113	229,100	268,400	306,100		
	114	229,600	268,700	306,500		
	115	230,100	269,000	306,900		
	116	230,600	269,300	307,300		
	117	231,000	269,300	307,600		
	118	231,400	269,900	308,000		
	119	231,800	270,200	308,400		
	120	232,200	270,500	308,800		
	121	232,600	270,600	309,000		
	122		270,900	309,400		
	123		271,200	309,800		
	124		271,500	310,200		
	125		271,600	310,400		
	126		271,900	310,800		
	127		272,200	311,200		
	128		272,500	311,600		
129		272,600	311,800			
130		272,900	312,200			
131		273,200	312,600			
132		273,500	313,000			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	133	円	円	円	円	円
	134		273,600	313,200		
	135		273,900			
	136		274,200			
	137		274,500			
再任用職員		192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,600	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600
	2	141,600	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000
	3	142,700	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400
	4	143,700	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900
	5	144,700	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300
	6	146,000	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400
	7	147,300	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600
	8	148,600	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600
	9	149,700	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500
	10	151,200	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600
	11	152,800	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700
	12	154,300	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800
	13	155,600	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700
	14	157,100	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400
15	158,600	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	16	160,200	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900
	17	161,600	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800
	18	163,300	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800
	19	165,000	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800
	20	166,700	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900
	21	168,300	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600
	22	170,200	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600
	23	172,100	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500
	24	174,000	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500
	25	175,700	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300
	26	177,500	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900
	27	179,300	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700
	28	181,100	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400
	29	182,700	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600
	30	184,800	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200
	31	186,900	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800
	32	189,000	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400
	33	190,900	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000
	34	192,800	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300
	35	194,700	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600
	36	196,600	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800
	37	198,400	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000
	38	200,000	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000
	39	201,600	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000
	40	203,200	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000
	41	204,600	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400
	42	206,200	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000
43	207,800	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	44	209,400	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400
	45	210,900	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000
	46	212,200	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300
	47	213,400	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900
	48	214,700	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500
	49	216,100	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000
	50	217,300	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700
	51	218,500	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400
	52	219,600	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100
	53	220,900	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700
	54	222,200	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400
	55	223,500	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100
	56	224,700	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700
	57	225,800	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100
	58	227,000	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800
	59	228,200	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500
	60	229,400	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200
	61	230,600	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600
	62	231,700	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900
	63	232,700	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200
	64	233,800	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500
	65	234,500	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700
	66	235,500	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000
	67	236,400	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300
	68	237,500	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600
	69	238,600	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800
	70	239,500			366,900	419,500	447,100
71	240,400			367,300	420,100	447,400	

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	72	241,300			367,600	420,700	447,600
	73	242,200			368,100	421,200	447,800
	74	242,900			368,300	421,800	
	75	243,600			368,800	422,300	
	76	244,300			369,300	422,900	
	77	244,700			369,800	423,400	
	78	245,400			370,300	424,000	
	79	246,100			370,800	424,700	
	80	246,800			371,300	425,300	
	81	247,400			371,800	425,600	
	82	247,900			372,200	426,200	
	83	248,300			372,700	426,900	
	84	248,800			373,200	427,500	
	85	249,100			373,600	427,900	
	86				374,100	428,400	
	87				374,500	429,100	
	88				375,000	429,800	
	89				375,500	430,000	
	90				376,000		
	91				376,500		
	92				377,000		
93				377,300			
94				377,700			
95				378,200			
96				378,600			
97				379,100			
98				379,400			
99				379,900			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	100	円	円	円	円 380,300	円	円
	101				380,900		
再 任 用 職 員		212,700	217,800	247,800	277,300	318,000	346,800

医療職給料表

給与表別表第3

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
	84	269,300	301,700	359,200	359,200	386,600	
	85	270,200	302,800	359,800	359,800	386,900	
	86	271,100	304,000	360,300	360,300	387,400	
	87	272,200	305,200	360,900	360,900	387,900	
	88	273,300	306,300	361,400	361,400	388,300	
	89	274,300	307,600	361,800	361,800	388,600	
	90	275,200	308,800	362,200	362,200	389,000	
	91	276,200	310,000	362,800	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	363,300	363,300	389,900		
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300		
94	279,200	312,700	346,100	364,100			
95	280,100	313,400	346,800	364,500			
96	281,100	314,000	347,400	364,800			
97	282,000	314,700	347,800	365,400			
98	282,800	315,000	348,200	365,900			
99	283,500	315,600	348,700	366,400			
100	284,400	316,300	349,100	366,900			

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	101	285,200	316,700	349,600	367,500		
	102	286,000	317,300	350,000	368,000		
	103	286,800	317,900	350,500	368,500		
	104	287,600	318,500	350,900	368,900		
	105	288,300	318,900	351,200	369,500		
	106	288,800	319,400	351,700	370,000		
	107	289,300	319,900	352,100	370,500		
	108	289,800	320,400	352,400	371,000		
	109	290,000	320,800	352,900	371,600		
	110	290,300	321,200	353,400	372,000		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	111	290,500	321,500	353,900	372,500		
	112	290,900	321,800	354,400	373,000		
	113	291,200	322,200	354,900	373,600		
	114	291,400	322,600	355,400			
	115	291,800	323,000	355,900			
	116	292,100	323,300	356,300			
	117	292,400	323,500	356,700			
	118	292,700	323,800	357,100			
	119	293,000	324,200	357,600			
	120	293,400	324,400	358,100			
	121	293,700	324,600	358,500			
	122	294,100	324,900	359,000			
	123	294,400	325,200	359,500			
	124	294,800	325,500	360,000			
	125	295,000	325,700	360,300			
	126	295,200	326,000				
	127	295,500	326,400				
	128	295,900	326,600				

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	129	296,100	326,700				
	130	296,400	327,000				
	131	296,800	327,400				
	132	297,200	327,600				
	133	297,400	327,900				
	134	297,700	328,300				
	135	298,100	328,700				
	136	298,400	329,100				
	137	298,600	329,400				
	138	298,900	329,800				
	139	299,300	330,200				
	140	299,600	330,600				
	141	299,800	330,900				
	142	300,200	331,300				
	143	300,600	331,600				
	144	300,900	332,000				
	145	301,000	332,300				
	146	301,300	332,700				
	147	301,600	333,100				
148	302,000	333,500					
149	302,200	333,800					
150	302,400	334,200					
151	302,700	334,600					
152	303,000	335,000					
153	303,400	335,300					
154	303,600						
155	303,800						
156	304,100						

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	157	304,400					
	158	304,700					
	159	305,000					
	160	305,300					
	161	305,700					
	162	306,000					
	163	306,300					
	164	306,600					
	165	307,000					
	166	307,300					
	167	307,600					
168	307,900						
169	308,300						
再 任 用 職 員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

#### 2 経過措置

(ア) 改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(イ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して（ア）による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、（ア）に準じて給料を支給する。

## 議案第12号

### 座間味村退職給与積立金蓄積条例を廃止する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村退職給与積立金蓄積条例（昭和34年条例第4号）を廃止する条例について議会の議決を求める

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮里 哲

#### （提案理由）

退職給与積立金の蓄積をおこなっていない為、本条例を廃止する必要がある。  
これが本議案を提出する理由である。

## 条例第9号

### 座間味村退職給与積立金蓄積条例を廃止する条例

座間味村退職給与積立金蓄積条例（昭和34年条例第4号）は廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第13号

### 座間味村墓地の設置及び管理に関する条例の全部を改正する 条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村墓地の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第8号）の全部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮里 哲

#### （提案理由）

現行の座間味村墓地の設置及び管理に関する条例においては、地域ごとに永代使用料が違うことから村内の地域間格差を解消する必要がある。また、仮墓や合祀墓についての規定をあわせて整備する必要がある。  
これが、本議案を提出する理由である。

条例第10号

座間味村墓地の設置及び管理に関する条例

座間味村墓地の設置及び管理に関する条例（平成17年座間味村条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、座間味村墓地（以下「墓地」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓地 墳墓を設けるために村長が指定した区域をいう。
- (2) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 本墓 永代にわたり焼骨を埋蔵する墳墓をいう。
- (4) 仮墓 一時的に焼骨を埋蔵する墳墓をいう。
- (5) 合祀墓 複数の焼骨を埋蔵する墳墓をいう。

（墓地の名称及び位置）

第3条 本村に墓地を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
座間味地区墓地公園	座間味村字座間味八重後地内
阿佐地区墓地公園	座間味村字阿佐落水、武喜屋良地内
阿真地区墓地公園	座間味村字阿真白城地内
阿嘉地区墓地公園	座間味村字阿嘉真謝地内
慶留間地区墓地公園	座間味村字慶留間比後地内

2 座間味村墓地公園に次に掲げる施設（以下「墓地公園施設」という。）を置く。

- (1) 本墓
- (2) 仮墓
- (3) 合祀墓

（墓地公園施設の使用許可）

第4条 墓地公園施設を使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、墓地公園施設の使用許可を与えたときは、座間味村墓地公園施設使用許可証または座間味村合祀墓使用許可証を交付する。

（使用者の資格）

第5条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしてなければならない。

- (1) 本村に住所を有すること。
- (2) 祭祀を主宰する者であること。
- (3) 焼骨を所持していること。

2 前項の規定にかかわらず、生前予約により合祀墓の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本村に住所を有すること。

(2) 自己の使用を目的とする者であること。

3 前2項の規定にかかわらず、村長が特に必要があると認めるときは、これらの要件を緩和することができる。

(使用期間)

第6条 墓地公園施設の使用期間は、次の各号に掲げる使用用途の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 本墓 永年
- (2) 仮墓 12年
- (3) 合祀墓 永年

2 第1項第2号の使用期間については、毎年度更新しなければならない。

(使用料)

第7条 墓地公園施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 本墓及び合祀墓の使用料は、使用許可の際に徴収する。
- 3 仮墓の使用料は、1年に1回徴収する。ただし、契約初年度及び返還年度の使用料は年額を月割計算し、速やかに納付するものとする。
- 4 第2項及び第3項の使用料の支払いが出来ない場合は、村長が認める者に限り分割納付することができる。

(墓地の使用制限)

第8条 墓地の使用は、使用者1人につき1区画とし、墓碑等の設置は1区画について1基とする。ただし、碑石の設置については、村長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(転貸等の禁止)

第9条 使用者は、第4条第1項の許可及び次条の許可（これらを「使用許可」という。）を受けた墓地公園施設を転貸し、又は次条に定める場合を除きその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第10条 使用者が死亡した場合その他必要があると認める場合は、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者が、村長の許可を得てこれを承継することができる。

(墳墓の工事等)

第11条 墳墓地の使用人は、墳墓を新設し、増設し、又は改築しようとするときは、村長の承認を受けなければならない。

- 2 墳墓の設備については、規定で定める基準に適合したものでなければならない。
- 3 村長は、第1項の承認を行う場合において管理上必要があると認めるときは、墳墓の位置、構造等について指示することができる。
- 4 第1項の承認を受けた者が、工事に着手するとき、及び当該工事を完了したときは、その旨を村長に届け出なければならない。

(墓地公園施設の一時使用)

第12条 墳墓地の使用人が、その使用に伴う工事その他の必要により墓地公園施設の土地を一時使用しようとするときは、村長の許可を受けなければならない。

(焼骨の容器等)

第13条 合祀墓に埋蔵又は収蔵をする焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければなら

ない。

2 合祀墓に埋蔵をする焼骨を納めた容器等は、返還しないものとする。

(使用者の責務)

第14条 使用者は、使用場所を常に清潔に保つよう努めなければならない。

2 墳墓地の使用者は、当該墳墓地に係る墳墓等を適正に管理しなければならない。

(代理人の選定)

第15条 使用者は、村外に住所を移すとき、及び第5条第3項の規定に該当するときは、村内に住所を有する者を代理人として選定し村長に届け出なければならない。

2 代理人は、使用者に代わり義務を負うものとする。

(変更等の届け出)

第16条 使用者及び代理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

(1) 本籍、住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 墓地公園施設を使用する必要がなくなったとき。

(再交付及び手数料)

第17条 第4条第2項の許可証を損傷し、又は亡失したときは、速やかに村長に届け出て許可証の書換え、又は再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可証の書換え、又は再交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

(使用許可の取消)

第18条 村長は、次の各号の一に該当する者に対し使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。

(2) この条例又はこの条例の規則に違反したとき。

(3) この条例の規則による許可に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規則による許可を受けたとき。

(5) 墓地の使用許可を受けて後5年を経過しても墳墓を設けず、又は使用のための設備を設けないとき。

(使用墓地の返還)

第19条 使用者は、墓地公園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は仮墓の使用期間が満了したときは、その場所を現状に回復し、返還しなければならない。

2 前項の義務を履行しないときは、村長は義務者に代わって執行し、又は第三者に執行させ、その費用は義務者から徴収することができる。

(使用権の消滅)

第20条 次の各号の一に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。

(1) 使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき。

(2) 使用者の住所が10年以上明らかでないとき。

2 前項の規定により使用権が消滅したときは、村長はその墳墓その他の物件を一定の場所に改葬し、又移転することができる。

3 村長は、前項の改葬又は移転しようとするときは、その3月前までにその旨を告示しなければならない。

(焼骨の合祀)

第21条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、埋葬又は収蔵されている焼骨を特定の

場所に改葬し、又は合祀墓に埋葬することができる。

- (1) 使用者が死亡した場合において、第10条の規定による使用权の承継をする者がいないとき。
- (2) 第18条の規定により使用許可が取り消されたとき。
- (3) 第19条の規定に該当する場合において、使用場所を返還しないとき。
- (4) 第20条の規定により使用权が消滅したとき。

(改葬又は移転命令)

第22条 村長は、墓園の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、墓地の使用者に対し改葬又は地上物件の移転を命ずることができる。

2 村長は、前項の規定により改葬又は移転を命じようとするときは、あらかじめ使用者に通知し使用すべき他の墓地を指定しなければならない。

(行為の禁止)

第23条 墓園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 墓園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、墓園の管理に支障をきたす行為をすること。

(管理料)

第24条 墓地の使用者は、清掃等墓園内の維持管理に要する経費として、別表第2に定める管理料を納付しなければならない。

2 納付すべき管理料は、1箇年分を一括納付しなければならない。

ただし、契約初年度の管理料は年額を月割計算し、契約締結後速やかに納付するものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第23号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

墓地公園施設の使用料

名称	区画面積区分	使用料
本墓	(6m×3m) 18㎡	154,000円
仮墓	(1m×1.5m) 1.5㎡	4,500円

名称	区画面積区分	使用料
合祀墓	1区画あたり 0.5㎡	50,000円

別表第2（第24条関係）

墓地公園施設の管理料

名称	区画面積区分	管理料
本墓	(6m×3m) 18㎡	1,500円
仮墓	(1m×1.5m) 1.5㎡	150円

議案第14号

座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村船舶運航事業条例（昭和43年条例第1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

内航路の船名及び表記等の変更の為、本条例の一部を改正する必要がある。  
これが本議案を提出する理由である。

条例第11号

座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例

座間味村船舶運航事業条例（1968年座間味村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1章中「第1節 目的と事業」を「第1節 目的及び事業」に改める。

第1条中「、」を「及び」に、「以」を「も」に改め、「船舶運航事業」の次に「（以下「事業」という。）」を加える。

第2条第1項中「船舶運航」及び「（以下「この事業」という。）」を削り、「一」を「と」に改め、同条第2項中「・」を「及び」に改める。

第4条を削る。

第4条の前に見出しとして「(旅客、車両航送、貨物賃率及び運航時刻)」を付し、同条を次のように改める。

第5条 旅客運賃、車両航送、手荷物の運賃及び料金の額は、運輸大臣又は海運局長認可(又は届出)を受けた運賃表によるものとする。

2 運航時刻は原則として以下のとおりとする。ただし、天候その他の事情により船長の判断又は村長が公営上必要と認めた時は、これを変更することができる。

3 台風又は天候異変により船長が運航不可能と判断したときは、運航を中止することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条 小人、幼児の区分運賃は、第9条第2号のとおりとする。

第8条中「をみだし、又は」を「乱し、若しくは」に、「ものあるいは」を「者又は」に、「法定伝染病」を「感染症の」に、「は」を「の」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第9条中「船舶の」の次に「運航回数及び」を加え、「定める」を「とする」に改め、同条ただし書中「が」を「の」に改め、「天候」の次に「により」を加え、同条に次の1号を加える。

### (3) 小児旅客運賃

次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。

(ア) 6歳以上12歳未満の小児

(イ) 大人に同伴されず又は団体として乗船する1歳以上6歳未満の小児

(ウ) 大人に同伴されて乗船する1歳以上6歳未満の小児であって大人1人につき1人を超えるもの

第10条第4号中「名」を「人」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「名」を「人」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「名」を「人」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「名」を「人」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

### (1) 課長 1人

第11条中「あ」を「当」に改める。

第13条中「以下」の次に「の」を加える。

第2章中「第2節 庶務会計」を「第2節 庶務及び会計」に改める。

第15条の次に次の節名を付する。

### 第3節 雑則

別表第1から別表第3までを削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第15号

### 座間味村消防本部及び消防署の設置等に関する条例を廃止する 条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、座間味村消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和47年条例第20号を)を廃止する条例について、議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に基づく消防団が設置されており、本条例を廃止する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第12号

座間味村消防本部及び消防署の設置等に関する条例を廃止する  
条例

座間味村消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和47年座間味村条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

座間味村行政手続条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村行政手続き条例（平成12年条例第12号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

行政手続法の改正に伴い、村による行政処分及び行政指導に関する手続きに際して村民の権利保護の充実に図るため、本条例を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第13号

座間味村行政手続条例の一部を改正する条例

座間味村行政手続条例（平成12年座間味村条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を「／第4章行政指導（第30条―第34条）／第4章の2 処分等の求め（第34条の3）／」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、村の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該村の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する村の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - (2) 法令に違反する事実の内容
  - (3) 当該処分又は行政指導の内容
  - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
  - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
  - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は村の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第17号

##### 座間味村長期継続契約を締結することのできる条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村長期継続契約を締結することのできる条例の制定について議会の議決を求める

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### (提案理由)

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき複数年にわたり契約を締結することができる契約を定める為、本条例を制定する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

#### 条例第14号

##### 座間味村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 機械警備業務等の契約で、受託者が業務を履行するに当たって、機器等の導入に初期費用を必要と

するもの

(3) 管理業務等の契約で、受託者が専門的知識、技術又は相当の経験を有する者を継続的に配置する必要があるもの

(4) 保守等の契約で、複数年度にわたり継続的な役務の提供を受ける必要があるもの又は翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的な役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの

(契約の期間)

第3条 前条に規定する契約の期間は、5年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要があると認めるときは、5年を超える契約を締結することができる。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

議案第18号

#### 座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味辺地に係る総合整備計画書（平成25年度～28年度）におけるフェリー建造について、事業年度と事業費変更が生じたため。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第19号から補正予算になりますが、補正予算、それから議案第26号から始まります、平成27年度の新年度予算に関しましては、全員協議会で内容を説明させていただいておりますので、かがみを読むことで説明とかえさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

議案第19号

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,907千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,698,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		469,677	△13,120	456,557
	2 国庫補助金	442,483	△13,120	429,363
13 県支出金		688,397	△3,177	685,220
	2 県補助金	641,940	△2,387	639,553
	3 県委託金	34,454	△790	33,664
18 諸収入		11,636	12,500	24,136
	4 雑入	11,611	12,500	24,111

款	項	補正前の額	補正額	計
19 村 債		270,804	890	271,694
	1 村 債	270,804	890	271,694
歳 入 合 計		2,701,435	△2,907	2,698,528

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		425,310	61,008	486,318
	1 総 務 管 理 費	380,261	63,124	443,385
	2 微 税 費	10,870	△60	10,810
	3 戸籍住民基本台帳費	24,931	△352	24,579
	4 選 挙 費	7,664	△1,704	5,960
3 民 生 費		176,117	7,760	183,877
	1 社 会 福 祉 費	144,196	8,051	152,247
	2 児 童 福 祉 費	25,909	△291	25,618
4 衛 生 費		170,601	△3,508	167,093
	1 保 健 衛 生 費	92,062	△3,508	88,554
6 農 林 水 産 費		102,846	△14,793	88,053
	1 農 業 費	25,045	△2,110	22,935
	2 林 業 費	40,585	△11,894	28,691
	3 水 産 業 費	37,216	△789	36,427
7 商 工 費		116,467	△224	116,243
	1 商 工 費	116,467	△224	116,243
8 土 木 費		574,906	△6,664	568,242
	1 土 木 管 理 費	7,161	△50	7,111
	2 道 路 橋 り よ う 費	317,468	△493	316,975
	3 河 川 費	10,304	△87	10,217
	5 下 水 道 費	42,127	△2,307	39,820
	6 住 宅 費	168,338	△2,502	165,836
	7 空 港 費	23,319	△1,225	22,094
9 消 防 費		120,687	△664	120,023
	1 消 防 費	120,687	△664	120,023

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		714,555	△45,822	668,733
	1 教育総務費	61,813	△791	61,022
	2 小学校費	34,532	△627	33,905
	3 中学校費	556,437	△44,031	512,406
	4 幼稚園費	23,677	△232	23,445
	5 社会教育費	16,991	△141	16,850
歳出合計		2,701,435	△2,907	2,698,528

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費			31,580千円
	1 総務管理費	地域活性化・地域住民生活等緊急支援 交付金事業（地方創生）	31,580千円
8 土木費			315,591千円
	2 道路橋りょう費	座間味阿佐線道路改良事業	179,124千円
	6 住宅費	公営住宅整備事業	136,467千円
9 消防費			65,782千円
	3 災害対策費	（一括）慶留間・阿嘉地区避難路整備 事業	65,782千円
10 教育費			276,391千円
	3 中学校費	座間味中学校校舎改築工事	276,391千円
11 災害復旧費			46,424千円
	2 公共土木施設災 害復旧費	村道慶留間阿嘉線災害復旧事業	46,424千円
合計			735,768千円

第3表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
災害復旧事業債	16,310	890	17,200	(借入方法) 証書借入又は 証券発行によ る。  (借入時期) 平成26年度。 ただし、事 業その他の都 合により、そ の一部又は全 部を後年後に 繰り延べて起 債することが できる。	年6%以内  (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、 措置期間を含め 30年以内とす る。償還方法 は、元利均等、 元金均等等によ る。 ただし、財政 の都合により、 措置期間中で あっても繰上償 還、償還年限を 変更し、又は借 り換えることが できる。
計	16,310	890	17,200			

議案第20号

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を  
求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 療養給付費交付金		1,002	△1,002	0
	1 療養給付費交付金	1,002	△1,002	0
9 共同事業交付金		26,688	△2,720	23,968
	1 共同事業交付金	26,688	△2,720	23,968
10 繰入金		44,733	8,722	53,455
	1 一般会計繰入金	44,732	8,722	53,454
歳入合計		190,973	5,000	195,973

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付金		99,286	5,000	104,286
	1 療養諸費	82,738	5,000	87,738
歳出合計		190,973	5,000	195,973

議案第21号

平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ697,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		533,680	91,680	625,360
	1 運航収入	528,764	90,591	619,355
	2 営業収益	2,140	583	2,723
	3 営業外収益	2,776	506	3,282
歳入合計		606,072	91,680	697,752

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		433,032	1,430	434,462
	1 旅客費	3,935	△500	3,435
	6 養缶水費	980	50	1,030
	9 船費	235,541	1,880	237,421
2 営業費用		95,105	1,818	96,923
	4 航路附属施設費	4,813	1,635	6,448
	5 店費	82,780	183	82,963
3 財産費		49,868	86,916	136,784
	2 積立金	49,867	86,916	136,783
4 事業税費		14,644	2,016	16,660
	1 営業外費用	14,644	2,016	16,660

款	項	補正前の額	補正額	計
5 公 債 費		500	△500	0
	1 公 債 費	500	△500	0
歳 出 合 計		606,072	91,680	697,752

議案第22号

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,953千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		27,743	2,007	29,750
	1 営 業 収 入	27,743	2,007	29,750
3 繰 入 金		65,958	△2,007	63,951
	1 繰 入 金	65,958	△2,007	63,951
歳 入 合 計		95,953	0	95,953

議案第23号

平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,487千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 下水道収入		8,553	1,947	10,500
	1 下水道収入	8,553	1,947	10,500
4 繰入金		42,127	△2,307	39,820
	1 繰入金	42,127	△2,307	39,820
歳入合計		56,847	△360	56,487

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		28,280	△360	27,920
	1 下水道事業費	28,280	△360	27,920
歳出合計		56,847	△360	56,487

議案第24号

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,733千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入		4,554	△26	4,528
	1 下水道収入	4,554	△26	4,528
5 繰入金		10,675	△554	10,121
	1 繰入金	10,675	△554	10,121
歳入合計		15,313	△580	14,733

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		8,757	△580	8,177
	1 漁業集落排水事業費	8,757	△580	8,177
歳出合計		15,313	△580	14,733

議案第25号

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,060千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入		662	△20	642
	1 下水道収入	662	△20	642
5 繰入金		4,359	20	4,379
	1 繰入金	4,359	20	4,379
歳入合計		5,060	0	5,060

続きまして、平成27年度の新年度予算でございます。よろしくお願いいたします。

議案第26号

平成27年度座間味村一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を

求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村一般会計予算

平成27年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,950,169千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村	税	77,239
	1 村 民 税	33,041
	2 固 定 資 産 税	37,591
	3 軽 自 動 車 税	2,055
	4 村 た ば こ 税	4,552

款	項	金額
2 地方譲与税		7,514
	1 地方揮発油譲与税	2,269
	2 自動車重量譲与税	5,243
	3 地方道路譲与税	1
	4 航空機燃料譲与税	1
3 利子割交付金		142
	1 利子割交付金	142
4 配当割交付金		178
	1 配当割交付金	178
5 株式等譲渡所得割交付金		212
	1 株式等譲渡所得割交付金	212
6 地方消費税交付金		14,728
	1 地方消費税交付金	14,728
7 自動車取得税交付金		985
	1 自動車取得税交付金	985
8 地方特例交付金		1
	1 地方特例交付金	1
9 地方交付税		840,000
	1 地方交付税	840,000
10 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
11 使用料及び手数料		53,175
	1 使用料	47,653
	2 手数料	5,522
12 国庫支出金		47,304
	1 国庫負担金	16,451
	2 国庫補助金	28,823
	3 国庫委託金	2,030
13 県支出金		757,661
	1 県負担金	12,188
	2 県補助金	715,378
	3 県委託金	30,095
14 財産収入		268
	1 財産運用収入	268

款	項	金額
15 寄 付 金		3,501
	1 寄 付 金	3,501
16 繰 入 金		34,725
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1
	2 基 金 繰 入 金	34,724
17 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
18 諸 収 入		10,335
	2 預 金 利 子	1
	4 雑 入	10,334
19 村 債		92,200
	1 村 債	92,200
歳 入 合 計		1,950,169

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		38,589
	1 議 会 費	38,589
2 総 務 費		545,898
	1 総 務 管 理 費	515,430
	2 徴 税 費	12,742
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	13,249
	4 選 挙 費	2,161
	5 統 計 調 査 費	1,199
	6 監 査 委 員 費	1,117
3 民 生 費		154,410
	1 社 会 福 祉 費	135,538
	2 児 童 福 祉 費	18,856
	3 生 活 保 護 費	15
	4 災 害 救 助 費	1
4 衛 生 費		157,125
	1 保 健 衛 生 費	87,624
	2 清 掃 費	69,501

款	項	金額
5 労働費		3,024
	1 失業対策費	3,024
6 農林水産費		158,866
	1 農業費	19,935
	2 林業費	72,991
	3 水産業費	65,940
7 商工費		90,624
	1 商工費	90,624
8 土木費		339,643
	1 土木管理費	7,731
	2 道路橋りょう費	250,002
	3 河川費	18,204
	4 港湾費	4,679
	5 下水道費	25,387
	6 住宅費	11,053
	7 空港費	22,587
9 消防費		110,576
	1 消防費	110,576
10 教育費		176,669
	1 教育総務費	67,032
	2 小学校費	37,165
	3 中学校費	11,479
	4 幼稚園費	22,711
	5 社会教育費	17,038
	6 保健体育費	21,244
11 災害復旧費		1
	2 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		169,437
	1 公債費	169,437
13 諸支出金		4,807
	2 公営企業費	4,807
14 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,950,169

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	34,000	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。	年6%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還方 法は、元利均等、 元金均等等によ る。 ただし、財政の都 合により、措置期 間中であっても繰 上償還、償還年限 を変更し、又は借 り換えることがで きる。
過疎債 ・村営住宅建設事業	1,900	(借入時期) 平成27年度。		
辺地債 ・村道座間味阿佐線道路改良工 事	29,600	ただし、事業その 他の都合により、		
・慶留間橋長寿命化修繕事業	1,400	その一部又は全部 を後年度に繰り延 べて起債すること ができる。		
公共事業債 ・沖縄振興特別推進交付金事業	25,300			
計	92,200			

議案第27号

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ178,464千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		29,298
	1 国民健康保険税	29,298
2 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
3 使用料及び手数料		2
	2 手数料	2
4 国庫支出金		56,178
	1 国庫負担金	35,880
	2 国庫補助金	20,298
5 療養給付費交付金		1
	1 療養給付費交付金	1
6 前期高齢者交付金		1
	1 前期高齢者交付金	1
7 県支出金		8,493
	1 県負担金	1,083
	2 県補助金	7,410
8 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
9 共同事業交付金		48,088
	1 共同事業交付金	48,088
10 繰入金		36,396
	1 一般会計繰入金	36,395
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
12 諸 収 入		4
	1 延 滞 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		178,464

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		8,385
	1 総 務 管 理 費	8,346
	2 徴 税 費	7
	3 運 営 協 議 会 費	32
2 保 険 給 付 費		62,267
	1 療 養 諸 費	51,105
	2 高 額 療 養 費	8,980
	3 出 産 育 児 諸 費	2,172
	4 葬 祭 諸 費	10
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		24,796
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	24,796
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		7,423
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	7,423
5 老 人 保 健 拠 出 金		2
	1 老 人 保 健 拠 出 金	2
6 介 護 納 付 金		14,185
	1 介 護 納 付 金	14,185
7 共 同 事 業 拠 出 金		58,082
	1 共 同 事 業 拠 出 金	58,082
8 保 健 事 業 費		3,317
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,578
	2 保 健 事 業 費	1,739
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1

款	項	金額
10 公債費		2
	1 公債費	2
11 諸支出金		3
	1 償還金及び還付加算金	3
12 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		178,464

議案第28号

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,604千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,019
	1 後期高齢者医療保険料	4,019

款	項	金額
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 繰入金		3,581
	1 一般会計繰入金	3,581
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	2 償還金及び還付加算金	1
	3 預金利子	1
歳入合計		7,604

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		23
	1 総務管理費	22
	2 徴収費	1
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,579
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,579
3 諸支出金		1
	1 償還金及び還付金	1
4 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		7,604

議案第29号

平成27年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村航路事業特別会計予算

平成27年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,687,466千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		1,714,665
	1 運輸収入	1,661,430
	2 営業収益	459
	3 営業外収益	52,776
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 村債		972,800
	1 村債	972,800
歳入合計		2,987,466

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 運 航 費 用		419,475
	1 旅 客 費	3,052
	2 自 動 車 航 送 取 扱 費	328
	3 貨 物 費	608
	5 燃 料 潤 滑 油 費	169,550
	6 養 缶 水 費	1,172
	7 港 費	984
	8 雑 費	1,255
	9 船 費	242,526
2 營 業 費 用		100,312
	1 保 險 料	5,403
	3 船 舶 備 船 料	2,209
	4 航 路 付 属 施 設 費	2,654
	5 店 費	90,046
3 財 産 費		2,146,501
	1 普 通 財 産 費	2,146,500
	2 積 立 金	1
4 事 業 税 費		16,176
	1 營 業 外 費 用	16,176
5 公 債 費		5,000
	1 公 債 費	5,000
6 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
8 諸 支 出 金		1
	1 繰 出 金	1
歳 出 合 計		2,687,466

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業債	486,400	(借入方法) 証券借入又は証券発行による。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
辺地対策事業債	486,400	(借入時期) 平成27年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
計	972,800			

議案第30号

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業収入		29,650
	1 営業収入	29,650
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		62,518
	1 繰入金	62,518
4 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
5 県支出金		6,297
	1 県補助金	6,297
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		98,470

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		46,748
	1 営業費	46,748
2 公債費		51,721
	1 公債費	51,721
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		98,470

議案第31号

平成27年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成27年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,790千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 下水道収入		10,501
	1 下水道収入	10,501
3 国庫支出金		56,300
	1 国庫補助金	56,300
4 繰入金		25,387
	1 繰入金	25,387
5 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
6 村 債		28,600
	1 村 債	28,600
歳 入	合 計	120,790

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 下 水 道 事 業 費		98,396
	1 下 水 道 事 業 費	98,396
2 公 債 費		22,393
	1 公 債 費	22,393
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出	合 計	120,790

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	14,300	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以上とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎対策事業債	14,300	(借入時期) 平成27年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
計	28,600			

議案第32号

平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		4,682
	1 下水道収入	4,682
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		7,631
	1 繰入金	7,631
6 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
7 村 債		1
	1 村 債	1
歳 入	合 計	12,318

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 漁業集落排水事業費		8,082
	1 漁業集落排水事業費	8,082
2 公 債 費		4,235
	1 公 債 費	4,235
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出	合 計	12,318

議案第33号

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,809千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		696
	1 下水道収入	696
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		4,108
	1 繰入金	4,108
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		4,809

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		3,761
	1 農業集落排水事業費	3,761
2 公債費		1,048
	1 公債費	1,048
歳出合計		4,809

議案第34号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村手数料徴収条例（平成12年条例第13号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出  
座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

民間事業所との均衡を図りながら、住民サービスの向上を推進する為、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

## 条例第15号

### 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

座間味村手数料徴収条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(30) 複写機による複写（モノクロームでA3判以下の用紙に限る。）手数料 1面につき 30円」を「(30) 複写機による複写（モノクロームでA3判以下の用紙に限る。）手数料 1面につき 20円」に「(31) 複写機による複写（カラーでA3判以下の用紙に限る。）手数料 1面につき 150円」を「(31) 複写機による複写（カラーでA3判以下の用紙に限る。）手数料 1面につき 50円」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日より施行する。

以上、議案第3号から34号まででございます。よろしくお願いいたします。

#### ○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第8．議案第3号 座間味村例規集の整備についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

#### ○ 6番（中村秀克議員）

条例等の整備ですね、非常に地味な仕事で時間がかかるとは思いますが、どれぐらいの期間をめどに予定しておりますか。

#### ○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

#### ○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

例規集については、かなり前から御指摘をいただいておりますが、今回、条例のほうですね、かなりたくさん上程させていただいておりますが、今年度いっぱい、条例のほうは全部整備を終えまして、あと規則、規定のほうを早急に見直しまして、できるだけ早く製本、それからネットのほうの掲載は早目にしたいと思っております。

#### ○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

#### ○ 6番（中村秀克議員）

これは座間味村にとっても非常に大事なバイブルでありますので、早急に。今、104の条例項目が上がっていますが、これ以上出るのも、もしかしたらあるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいま議案第3号で出ささせていただいておりますのは、句読点や上位条例ができたものなんですけれども、今回出ささせていただいているもので、それ以外のものですね、輕易ではないものを出させていただいておりますが、もう一度、精査している中で、もしほかにもございましたら、6月以降の議会のほうで提案させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 座間味村例規集の整備についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 座間味村例規集の整備については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第4号 座間味村表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 座間味村表彰条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第4号 座間味村表彰条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第5号 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第5号 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第6号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

この改正後の案を見ますと、会計課というのが削除されるということですが、会計課がなくなるといいますか。

○ 議長(宮里祐司)

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平真由美)

ただいまの質疑にお答えいたします。会計課がなくなるわけではなく、会計課というのは地方自治法に、第168条並びに第170条に基づいた必置条例であるため、ここに記載する必要はないということで上程させていただいております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

条例上なくなることであって、実質、会計課としてはあるわけですね。わかりました。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第7号 座間味村自動車放置防止条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 座間味村自動車放置防止条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 座間味村自動車放置防止条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第10号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第11号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

では、進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第11号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第12号 座間味村退職給与積立金蓄積条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 座間味村退職給与積立金蓄積条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村退職給与積立金蓄積条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第13号 座間味村墓地の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平譲治議員。

## ○ 2番(宮平譲治議員)

墓地公園条例改正、これから募集開始に当たり、関係者にはうれしい報告ができると思いますが、1点だけ、管理のほうで、阿真地区の墓地公園のほうで、関係者からひとつ心配の声を聞いています。山際と墓地公園の間、大雨の際に侵食のおそれがないかという心配の声を聞いていますが、自分も実際に現場を見に言ったんですが、すぐにどうこう起こる状況ではないと思いますが、今後の管理のほうをしっかりと、今後何か対策が必要なのかどうかも含めて、今後の対策のほうをよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今、5地区に墓地公園は全部できたわけですが、以前、阿真の墓地、多分2基だと思うんですけども、草が生えっぱなしですね。表から墓も見えない、管理のイメージがあったんですが、多分、墓持っている方は墓の周辺を掃除すると思うんですね。それ以外に、まだ希望者がいないところの掃除、草刈りというのは役場のほうで作業を依頼してやっているのかどうか。慶留間地区もまだ1基も入っていないんですが、あれを今、議会議員が言ったように、雨が流れてきて土砂が積もって区画がわからないような状態になっているんです。区画が土で埋もれている。そういった面の管理自体は、村としてどう見ているのか回答をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの中村議員の御質問ですが、私どものほうも、実は昨年全字、5字の墓地についてパトロールを直接担当と確認しております。それで1月と2月にかけて、慶留間、阿嘉、阿真、阿佐と、この4カ所の墓地については草刈り作業を区長の協力のもと入れさせております。やはり長年、これは気をつけてこなかったということをひとつ反省して、みんなの公有の財産になりますので、今後は引き続き、条例制定後、また管理料もいただけるようになりますので、それで年2回はしっかりとパトロールを行って、草刈りを行っていかうと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。では、定期的なパトロールを実施して、墓地公園というからには、見栄えのいい公園にしたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 座間味村墓地の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第13号 座間味村墓地の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第14号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番 (宮平喜文議員)

去る全協でもこの条例に関してはいろいろ説明をいただいて、そんなに大きく質問をすることもないんですけども、先ほど中村議員からありましたように、大変な作業だと思いますので、速やかによろしく。ただ、6ページだけ、あけてもらえますか。この前も言いましたけれども、別記3、内航路のたかつき、かしまとというのは、これはみつしまに変えていいんじゃないかなと思っているんですけども、どうですか。これは現行ですから、みつしまに変えるという…。削りますね、その確認です。

○ 議長 (宮里祐司)

ほかに質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番 (中村秀克議員)

2ページですね、第10条の内航路の船長1人ということですが、現在、2人体制で運航しているんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○ 議長 (宮里祐司)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長 (宮里祐司)

再開いたします。

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事 (大城 忍)

ただいまの御質問、これは運航するときは常に1人ということでやっていますので、実質、2人でありませけれども、休みがありますから交代ずつという形です。

○ 議長 (宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番 (中村秀克議員)

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長 (宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

○ 5番 (垣花太郎議員)

8ページの運賃のほうですね、以前、工事の方から要望があったんですけども、工事の方は車で何回も往復している方が多いんですね。それに対して割引とか、そういうものはできないかという要望がありましたので、その辺はどうでしょうか。

○ 議長 (宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事 (大城 忍)

これは島人工事ですよ、その部分に関しては、工事等に関しては、多分、設計の段階でそういった見積もりが中に組み込まれていると思うので、割引とかというのは考えていないです。

○ 議長 (宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

一般の方でも一応そういう形で何回か往復している方もいらっしゃるものですから、そういう形で完全に決まり切ったことでずっと続けていくのかなと思って。四、五回往復するんですけども、これは割引きかないかと言われたんですけども、それに対してもそのままの状態で行くということによろしいですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。結論から言いますとそうしたいと思っています。先ほども話したように、工事車両等に関しては、設計書の中である程度の積算が組まれているということ。個人の方々に関しましては、大変心苦しい部分もありますが、私たちの航路事業の健全な経営ということで考えますと、それなりの積算をした形で各車の料金を算出させていただいている手前、なかなか割引はできないということですが、ただ、村民に関しましてはいろいろな制度を設けておまして、一般会計、あるいは一括交付金を活用して、村民の生活航路という視点から割引制度は考えておりますが、それ以外の部分では、今のところ考えておりません。また今回の一括交付金でフェリーを建造したり、いろいろなことをさせていただきますが、その中での経営が、先行きがまだ確実なところがない部分もありますので何とも言えませんが、新しい船を就航させて、さらに経営が安定して黒字がずっと続く、あるいは黒字の幅が大きくなるようであれば、受益者負担を軽減するということが考えられますので、そのときには全体的に車両の運賃も安くすることは可能になるかもしれないというところだと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第14号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第15号 座間味村消防本部及び消防署の設置等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 座間味村消防本部及び消防署の設置等に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第15号 座間味村消防本部及び消防署の設置等に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第16号 座間味村行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 座間味村行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第16号 座間味村行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第17号 座間味村長期継続契約を締結することのできる条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

では、進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 座間味村長期継続契約を締結することのできる条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第17号 座間味村長期継続契約を締結することのできる条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第18号 座間味辺地に係る総合整備計画書の変更についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

では、進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 座間味辺地に係る総合整備計画書の変更についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第18号 座間味辺地に係る総合整備計画書の変更については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会 (午後2時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇